

国民年金 事案 123

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和44年7月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和44年7月から同年9月まで
② 昭和44年12月
③ 昭和45年7月から47年3月まで

私は、昭和44年9月まで故郷で居住し、同年10月に上京した。国民年金保険料は、実家の母が近所の婦人会の集金で兄嫁の分と一緒に納付していると聞いていた。兄嫁はすべて納付済みとなっているのに、私は未納とされており、納付した記録が漏れてしまったのではないかと思うので、未納となっている期間について調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、①昭和44年7月から同年9月までの期間は、申立人は、両親や兄と同居し、家業を手伝っており、両親、兄及び兄嫁の申立期間当時の国民年金保険料は納付済みとなっているとともに、申立人の主張どおり、市の婦人会による保険料の集金が行われていたことが確認できるなど、申立内容に不自然さは無く、保険料を納付していたものと認めることができる。

一方、申立期間のうち、②昭和44年12月及び③45年7月から47年3月までの期間は、申立人が上京した後の期間で、44年12月に上京後の住所地を管轄する社会保険事務所に被保険者台帳が移管されたことが記録されていることなどから、申立人の母親が申立人の国民年金保険料を、実家において集金人へ納付することはできず、また、母親が、別の方法により上京後の保険料を納付していたという関連資料や周辺事情も見当たらないことから、保険料を納付していたと認めることはできない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 44 年 7 月から同年 9 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

国民年金 事案 124

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 7 月から 46 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 7 月から 46 年 3 月まで

昭和 47 年 2 月 20 日ごろ、夫婦二人の国民年金の加入手続と国民年金保険料を納付するため、妻が市役所に行った際、特例納付ができることを知り、私の国民年金の加入手続をし、特例納付分として、申立期間の保険料を支払ったのに、社会保険庁の記録で未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻は、夫婦二人分の国民年金の加入手続と保険料の納付のため、昭和 47 年 2 月 20 日ごろに市役所へ行き、申立人の加入手続と特例納付を行ったと証言しているが、その当時は特例納付期間内であるとともに、夫婦二人分の加入手続を行った経緯、まとまったお金を用意して市役所に行ったこと、保険料を納付する資力があつたこと、二人分の加入手続をしようとしたが、夫の特例納付をすることにより、妻の加入手続や保険料の支払ができなかったことなど、詳細かつ具体的である上、申立人と妻の国民年金手帳の発行日が 2 週間ほどずれていること等によって裏付けられており、申立人の主張に不自然さは見られない。

また、申立人は、申立期間の昭和 46 年 4 月以降、国民年金保険料をすべて納付している。

さらに、申立人の妻は、昭和 47 年 3 月 3 日に市役所に行き、妻自身の国民年金の加入手続を行うとともに、47 年 3 月分の保険料を納付していたものの、その保険料は未納とされていたが、その記録は平成 18 年 8 月に訂正されており、申立人の納付記録にも過誤が存する可能性がある。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

国民年金 事案 125

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年4月から56年3月までの期間及び56年10月から60年2月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和54年4月から56年3月まで
② 昭和56年10月から60年2月まで

昭和54年4月から60年2月までのうち、56年4月から9月までの間は足のけがのため国民年金保険料は納付していないが、それ以外の期間については、銀行で1年分の保険料を毎年支払っていた。このため、保険料が未納となっていることには納得ができない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する国民年金手帳の資格記録並びに社会保険事務所の被保険者台帳の資格記録及び納付記録は、複数の箇所が訂正されているが、その訂正理由は明確でなく、国民年金手帳と被保険者台帳の任意加入の資格喪失年月日が異なることなど、国民年金の記録管理に多くの過誤が認められる。

また、申立期間当時の隣人が、申立人は銀行で国民年金保険料を納付していたと証言していることや、申立人の娘が、申立人がけがをしたときに1年分の保険料の納付を依頼されたと証言していることなど、申立内容に不自然さは無く、基本的に信用できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

国民年金 事案 126

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年11月から45年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年11月から45年1月まで

申立期間の国民年金保険料については、社会保険事務所から納付を確認できないとの回答をもらったが、当時は書店に住み込みで働いており、経営者が私の保険料も一緒に納付してくれていた。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、書店に住み込みで勤務しており、また、書店経営者の家族が作成した申立期間当時の給与明細書において、国民年金保険料の金額と同一額が給与から控除されていることが確認できる。

また、経営者の家族（経営者の娘夫婦、娘の夫の妹）は、申立期間当時、国民年金保険料を納付しており、当時の経営者の娘は、「給与明細から保険料が控除されているのであれば、経営者において、保険料を納付していたことは間違いない。」と証言し、さらに当時の同僚は、「書店は従業員の面倒見のよい会社で、当時の経営者はきちんとした人であり、国民年金の記憶は無いが、従業員の生命保険を負担して掛けてくれていた。」と証言していることなどから、経営者が申立人の国民年金保険料を納付していたとの申立内容に不自然さは無く、基本的に信用できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

国民年金 事案 127

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年8月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年8月から45年3月まで

昭和47年5月ごろ、市役所から未納期間を一括納付できる期限が迫っているというハガキをいただいたので、期限間際である47年6月30日に市役所で、夫が私の分も一緒に加入手続き、その日のうちに市役所で夫婦二人の未納期間の国民年金保険料約10万円を支払ったと記憶しており、未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその夫の国民年金手帳の発行日及び47年度の第1期分の保険料の領収日は、申立人の夫が加入手続きしたと主張する昭和47年6月30日と一致し、同日は第1回目の特例納付の実施期間の最終日でもあることから、期限間際に加入手続きしたという申立内容とも一致する。また、納付したと申し立てている保険料の金額についても、未納となっていた夫婦二人分の保険料を一括納付した場合の金額とおおむね一致する。

さらに、納付した場所とされる市役所では、特例納付の保険料を窓口で預かり、納入者に代わって市役所職員が、金融機関等で払い込みを行っていたことが確認できるとともに、申立人の夫が詳細に記憶している窓口の場所についても、当時の庁舎内の窓口の位置と一致していることなどを踏まえると、全体を通じて申立人の主張に不合理な点は見られない。

加えて、申立人及びその夫は、それぞれの申立期間を除く国民年金加入期間において、国民年金保険料をすべて納付しており、また、基本的に夫婦同一日に納付していることも確認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

国民年金 事案 128

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 11 月から 45 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 11 月から 45 年 3 月まで

昭和 47 年 5 月ごろ、市役所から未納期間を一括納付できる期限が迫っているというハガキをいただいたので、期限間際である 47 年 6 月 30 日に市役所で、私が妻の分も一緒に加入手続き、その日のうちに市役所で夫婦二人分の未納期間の国民年金保険料約 10 万円を支払ったと記憶しており、未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその妻の国民年金手帳の発行日及び 47 年度の第 1 期分の保険料の領収日は、申立人が加入手続きしたと主張する昭和 47 年 6 月 30 日と一致し、同日は第 1 回目の特例納付の実施期間の最終日でもあることから、期限間際に加入手続きしたという申立内容とも一致する。また、納付したと申し立てている金額についても、未納となっていた夫婦二人分の保険料を一括納付した場合の金額とおおむね一致する。

さらに、納付した場所とされる市役所では、特例納付の保険料を窓口で預かり、納入者に代わって市役所職員が、金融機関等で払い込みを行っていたことが確認できるとともに、申立人が詳細に記憶している窓口の場所についても、当時の庁舎内の窓口の位置と一致していることなどを踏まえると、全体を通じて申立人の主張に不合理な点は見られない。

加えて、申立人及びその妻は、それぞれの申立期間を除く国民年金加入期間において、国民年金保険料をすべて納付しており、また、基本的に夫婦同一日に納付していることも確認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

北海道国民年金 事案 37

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 5 月から 39 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 5 月から 39 年 3 月まで

国民年金保険料納付記録について照会したところ、申立期間の納付事実が確認できなかった旨の回答を受けた。

申立期間である 20 歳当時、A 役場（B 市 C 支所）内に洋裁学校があり通学していた。毎月親から国民年金保険料相当額をもらって役場の窓口で支払い、親に領収書を返していたことを明確に覚えており、未納となっていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保険料を納付したと主張している B 市 C 支所では、昭和 36 年以来、国民年金保険料徴収事務を行っていたことが関係者の証言により確認できる。

また、申立人が昭和 39 年の春まで通学したと主張する洋裁学校については、申立人の主張するとおり、昭和 38 年度当時、B 市 C 支所の 2 階で開設されていたことが、関係者の証言により確認できる。

さらに、申立人は、昭和 39 年 12 月に婚姻に伴い D 県へ転出し、その後、申立期間後である昭和 39 年 4 月から 40 年 3 月までの保険料を納付しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、B 市在住当時に払い出されたものであることから、洋裁学校通学時に国民年金保険料を納付していたという申立人の国民年金保険料の納付に関する主張は、不自然ではなく、信用できるものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

北海道国民年金 事案 38

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年4月から57年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年4月から57年3月まで

国民年金には昭和50年1月の婚姻と同時に任意加入し、保険料を納付してきた。申立期間の保険料納付に係る領収書はないが、当時の家計簿には、国民年金保険料額が記載されている。

納付記録は、昭和50年1月から56年3月の期間及び57年4月から61年3月までの期間が納付済みとなっているにもかかわらず、その間である申立期間のみ未納とされているのは、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除き、国民年金の加入期間について保険料をすべて納付している。

また、申立人の家計簿には、当時納付した国民年金保険料の金額が記載されており、その額は、申立期間に納付すべき国民年金保険料額と一致している上、家計簿の内容についてもその他の記載内容から信憑性^{びよう}が高いものであると認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

北海道国民年金 事案 39

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 9 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 1 月から同年 3 月まで

申立期間の保険料は、当時 A 庁の職員であった夫が銀行、農協又は区役所に納付書を持参して納付していた。当時の領収書等は保管していないが、未納期間は絶対に無いと確信している。

申立期間について、納付事実を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 3 か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間について保険料はすべて納付している。

また、申立人の夫は共済組合の加入者であったが、申立人は、申立期間を含む昭和 48 年 1 月から夫が退職するまでの約 13 年間にわたり任意加入していたことから、申立人の納付意識は高かったと考えられる上、申立内容に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

北海道国民年金 事案 40

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年5月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和50年5月から51年3月まで

社会保険庁の記録では、昭和50年5月28日に国民年金被保険者の資格が喪失されているが、当時、喪失する契機は何も思い当たらない。

昭和50年3月28日に、50年3月から51年3月までの保険料を支払った領収書があり、保険料の還付を受けた記憶も無いので、申立期間を納付期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和50年3月28日発行の、50年3月から51年3月までの保険料を前納している領収書を所持しており、領収金額も当時の前納した保険料と一致している。

また、社会保険庁の記録では、昭和50年5月28日に国民年金被保険者の資格を喪失したこととなっているが、保険料を前納した任意加入者が、その2か月後に資格喪失を申し出ることには不自然であり、保険料が還付された形跡も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

旭川国民年金 事案 14

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 4 月から 54 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 4 月から 54 年 3 月まで

夫婦二人で、「年金は将来にとって大切であり、最低 25 年は納めよう」ということで頑張ってきた。支払いはすべて自分が管理し行ってきたのに、妻の分が納付済みとされて自分の分が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその妻は、国民年金手帳記号番号が連番で付与されており、夫婦の国民年金保険料収納記録は、昭和 47 年 4 月から申立人の妻が亡くなる平成 7 年 10 月まで、申立期間及び妻の死後に追納した期間を除いて一致することから、夫婦で一緒に納付していたと推認され、申立期間について申立人のみ未納とされていることは不自然である。また、申立期間について納付済みとされている妻の記録も、社会保険庁の被保険者台帳上、本来、時効で納付できないはずの昭和 56 年 4 月 26 日で納付年月日が表示されており、不合理な点がある。

さらに、昭和 61 年度以降は、免除期間が多いものの、未納とされているのは 61 年度の 1 年間だけであり、追納期間や前納期間もあることから、申立人は年金に対する関心が強く、納付意識は高かったと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

釧路国民年金 事案5

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年4月から63年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和26年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和62年4月から63年3月まで

昭和53年5月に船員を辞めて神社に奉職し現在に至っているが、平成元年7月までは当該神社が厚生年金保険の適用事業所となっていなかったことから、国民年金に加入し、納付できない時には免除を受けていた。申立期間の1年間が未納とされているが、これまで督促を受けた記憶は無く、納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が船員を辞めて神社に勤めた昭和53年5月以降は、申立期間を除き国民年金保険料の未納は無い。

市では、当時、未納者に対して「未納のお知らせ」はがきを送付していたとするが、申立人は受け取った記憶が無いとしている。また、申立期間の前後で住所の変更や生活状況に大きな変化は認められず、申立期間の前後の期間については納付期限内に納付されていることから、申立期間の1年分のみが未納とされていることは不自然である。

さらに、「保険料を納付できないのなら、免除を受けることで、保険料を納付した場合の3分の1の年金給付を受けられることを知っていたので、未納とする理由が無い。」とする申立人の主張も理にかなっている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

宮城国民年金 事案 21

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 3 月

国民年金保険料は、毎月納付書で納めており、ほかに私の国民健康保険料、市県民税及び水道料など納付書で納めるものはすべて妻の勤務先に集金に来ていた銀行の職員を通じて納付していたことから、未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、1 か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間（362 か月）について国民年金保険料をすべて納付していることから、納付意識が高かったものと考えられ、申立期間のみ未納となっていることは不自然である。

また、申立人の国民年金保険料のほか、国民健康保険料、市県民税及び水道料など納付書で納付するものはすべて申立人の妻が長年（昭和 47 年から平成 14 年まで）勤務していた事業所に毎月集金に来ていた銀行の職員を通じて納付していたとの主張は、具体的であり、その内容に不自然さは見られないことなどを勘案すると、申立期間に係る保険料も納付していたと考える方が合理的である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

福島国民年金 事案 8

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年10月から42年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年10月から42年12月まで
役場の職員が来て、「今納めればみんなと同じように年金がもらえるから納めた方がよい。」と言われ、役場の職員に納めたにもかかわらず、昭和36年4月から57年8月までの国民年金保険料のうち、38年10月から42年12月までの分が未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金保険料は、申立期間を除き、国民年金加入期間について、すべて納付済みとされている。

社会保険庁の国民年金被保険者台帳によれば、申立期間前の昭和36年4月から38年9月までの期間及び申立期間後の43年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料は、本来、時効で納めることができない日付で納付年月日が記載されているなど、記録管理上、不合理な点が認められる。

また、申立人が国民年金の加入手続を行った当時の記憶は具体的であり、申立期間の国民年金保険料を納付したとする役場の職員は、当時、住民課に在籍していたことが役場の人事記録から確認でき、申立内容は信用できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

福島国民年金 事案9

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年5月から61年3月までの国民年金の付加保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和27年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和51年5月から61年3月まで

夫がA市役所の税務課に勤務しており、年金についても大変詳しいことから、私に付加年金を勧めていたので納付していたと思う。昭和51年5月からはすべて納め、第3号被保険者該当届も提出している。

夫の給与所得の源泉徴収票の写しを添付したので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、A市の国民年金保険料の検認記録に付加保険料の納付を示す記載がないことから未納とされているが、同市の被保険者名簿には、申立人が国民年金に任意加入した昭和51年5月17日付けで付加年金の加入資格を取得し、第3号被保険者となった61年4月1日付けで付加年金の加入資格を喪失したことが記録されており、仮に申立期間が未納であったとすると、国民年金法の「付加保険料を納期限までに納付しなかったときは、その納期限に付加保険料を納付するものでなくなる申し出をしたものとみなす（法第87条の2第4項）」とする規定と矛盾し、同市における国民年金の記録管理に不整合が認められる。

また、A市における当時の付加保険料の徴収方法は、定額保険料と付加保険料の額を合算した金額を記載した納付書により行われていたことが確認され、定額保険料のみを現年度納付し付加保険料を納付しないという状況は考えられず、市が付加年金の資格取得を承認しながら、付加保険料を含む納付書を発行しなかったことも考えにくい。

さらに、申立人から提出された申立人の夫の昭和 52 年、53 年及び 54 年の源泉徴収票に記載されている「社会保険料の金額」は、夫の社会保険料（市町村職員共済組合の掛金）と付加保険料を含む当時の国民年金保険料の合計額とおおむね合致し、同じく 56 年、57 年、58 年及び 61 年の源泉徴収票の「申告による控除分」は、付加保険料を含む当時の国民年金保険料の額と一致する。

加えて、申立人の国民年金保険料の納付状況については、任意加入した昭和 51 年 5 月から第 3 号被保険者資格取得をする直前の 61 年 3 月まで未納はなく、すべて現年度納付しており、第 1 号被保険者となった平成 19 年 4 月以降も付加保険料を納付しているなど、申立人の納付意識は高いと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の付加保険料を納付していたものと認められる。

福島国民年金 事案 10

第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 1 月から同年 3 月まで

昭和 46 年 1 月から同年 3 月までは独身だったが、国民年金の加入手続や保険料の納付は母がやってくれていた。私が結婚してから、独身だったころ国民年金に加入していたことや保険料を納付してもらっていたことを母から聞いた。その後も母が納付してくれていたのに、申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行っていた母親は、申立人と当時同居していたことが戸籍の附票から確認できる。また、母親自身の年金加入状況を見ると、国民年金制度が発足した当初の昭和 36 年 4 月から「10 年年金」に加入し、未納も無くすべて納付していること、及び当時申立人と同居していた申立人の妹の保険料についても納付されていることも勘案すると、申立人のみが未納とされていることは不自然である。さらに、申立期間当時、申立人の父親が水産会社を経営しており、その標準報酬月額から、申立人の家庭の経済状況は、保険料を納付するのに十分な状況にあったことが推察される。なお、申立人が自ら保険料を納付したと述べている平成 10 年以降は、すべて保険料が納付されているなど、申立人の国民年金制度への関心は高いと認められる。その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

埼玉国民年金 事案 12

第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 1 月から同年 3 月まで

国民年金保険料の納付記録を確認したところ、昭和 48 年 1 月から同年 3 月までの保険料が未納との回答をもらった。

平成 16 年 12 月に A 市役所で国民年金保険料の納付記録を確認した際には、昭和 47 年度の保険料が未納となっていたが、国民年金手帳に貼付された領収証書により 47 年 7 月から同年 12 月までの期間が納付済みに訂正された。しかしながら、領収印が無かった 48 年 1 月から同年 3 月までの納付記録は訂正されなかった。

当時、国民年金保険料は自治会組織の役員に支払っていたので、48 年 1 月から同年 3 月までの納付記録が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間を含む昭和 47 年度の申立人の国民年金保険料収納記録において、当初未納とされていた期間について、国民年金手帳に貼付された領収証書により記録が納付済みに訂正されていることから、行政側の記録管理が不適切であったことが認められる。

また、申立期間は 3 か月と短期間であるとともに、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間について保険料を納付期限内にすべて納付しており、申立期間の前後において国民年金に任意加入していることから、納付意欲が高かったものと考えられ、申立期間の保険料が未納となっているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

埼玉国民年金 事案 13

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 10 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 10 月から 53 年 3 月まで

A 社会保険事務所に国民年金の納付記録を照会したところ、昭和 52 年 10 月から 53 年 3 月までの 6 か月について納付記録が確認できなかったとの回答があったが、他の期間については完納しており、申立期間のみが未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、複数回にわたる国民年金被保険者資格の種別変更手続を適正に行っているほか、申立期間及びその前後の期間において申立人の生活状況に大きな変化は認められないことから、申立期間の 6 か月のみが未納とされているのは不自然である。

また、申立人は、昭和 48 年 11 月から 61 年 3 月まで国民年金に任意加入しているとともに、国民年金手帳で納付状況が確認できる 43 年 4 月から 47 年 3 月までの保険料については、おおむね納付期限内に納付しており、申立人の納付意識は高かったものと考えられる。

さらに、申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間について保険料をすべて納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

埼玉国民年金 事案 14

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 1 月から 3 月まで

A 社会保険事務所に国民年金の納付記録を照会したところ、昭和 56 年 1 月から 3 月までの 3 か月分が未納となっていることが分かったが、国民年金の加入手続をした 55 年 6 月以降は保険料をすべて納付している。申立期間の 3 か月だけが未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、複数回にわたる国民年金被保険者の種別変更手続を適正に行っているほか、申立期間は 3 か月と短期間であり、申立期間を除き、国民年金加入期間について保険料をすべて納付していることから、国民年金に対する意識が高かったものと認められる。

また、申立人の申立期間は任意加入期間中であり、申立期間前後の国民年金保険料は、ほぼ 6 か月ごとに納付されていることから、申立期間の保険料のみが未納とされているのは不自然である。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたとする B 市（現在は、C 市）D 支所は、当時から存在し、申立人の主張のとおり、国民年金保険料の収納事務を行っていたことが確認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 9 月から 37 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 9 月から 37 年 3 月まで

申立期間は、父の自営業の経理を手伝っていたが、父から 20 歳になったら必ず国民年金に加入しなければならないと言われていた。同居の兄弟の保険料も自分が集金人に納付していたので、自分の分だけを納付していないはずがなく、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、申立人と同居していた親族（長兄、次兄及び姉）は、全員が国民年金制度発足当初の昭和 36 年 4 月から国民年金に加入し、かつ、申立期間も含め保険料を完納していることから、申立人のみが申立期間の保険料を納付していないとするのは不自然である。

また、申立期間は、7 か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

埼玉国民年金 事案 16

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 10 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 10 月から同年 12 月まで

A 社会保険事務所に国民年金の納付記録を照会したところ、昭和 53 年 10 月から同年 12 月までの保険料が未納となっていることが分かったが、国民年金の加入手続をした 44 年 4 月以降、保険料はすべて納付しており、申立期間の保険料のみが未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間及びそれに接する昭和 53 年 4 月から 6 月までの期間については、申立人の国民年金保険料収納記録照会の際、社会保険庁の納付記録と B 市の納付記録との間に納付期間の相違があり、市の納付記録に沿った訂正が行われている。また、44 年 10 月から 45 年 3 月までの納付記録については、申立てに基づく当委員会の調査の過程で、市に保管されていた申立人の過去の国民年金被保険者名簿により保険料の納付記録が確認できたため、保険料を納付済みとする記録訂正が行われており、行政側の記録管理に瑕疵があったことが認められる。

さらに、申立人は、昭和 44 年 4 月にその夫と共に国民年金に加入して以降、申立人が夫婦の保険料を一緒に納付してきたとしており、夫は申立期間を含め保険料を完納していることから、申立人の申立期間の保険料のみが未納となっているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

茨城国民年金 事案 10

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 2 月から 46 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 2 月から 46 年 12 月まで

昭和 49 年 4 月に市役所へ夫と共に出向き、夫婦一緒に国民年金の加入手続を行った。夫は 36 年 4 月から、私は 38 年 2 月からの未納分の保険料について、二人で合計 20 万円余りの額を、一度に納付できないため、12 回に分けて特例納付した。

このため、申立期間について未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその夫の国民年金手帳には、共に発行日が昭和 49 年 4 月 24 日と記載されており、申立人の国民年金手帳記号番号と夫の同番号は連番で付されていることから、申立内容のとおり 49 年 4 月に夫婦一緒に国民年金に加入したことが確認できるとともに、申立人及びその夫の 47 年 1 月から 48 年 3 月までの保険料として、49 年 4 月に現金で合計 3 万 600 円が納付された記録があり、49 年 4 月に加入手続をしたとする申立人の主張を裏付けている。

また、夫の昭和 36 年 4 月から 46 年 12 月までの保険料は、特例納付により納付済みとなっており、その納付額は 11 万 6,100 円 (129 か月分) となり、一緒に納付したとする申立人の納付額は、38 年 2 月から 46 年 12 月までの保険料 9 万 6,300 円 (107 か月分) となるため、夫婦の合計額は 21 万 2,400 円で、その額は、申立人が主張する納付額とおおむね一致している。

さらに、申立期間の保険料を納付したとする 49 年 4 月以降の期間は、特例納付が可能な時期であるとともに、申立人の夫も、申立人及びその夫の保険料を、分割して納めたことを記憶しているなど、申立内容には信憑性が認められ、夫と一緒に特例納付したとする申立人の主張は基本的に信用できる。

その上、申立人及びその夫は、昭和 47 年 1 月以降の保険料をすべて納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

栃木国民年金 事案 25

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 4 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 4 月から同年 9 月まで

昭和 62 年 12 月に国民年金が未加入になっていたことに気づき、市役所で加入手続を行ったところ、さかのぼって保険料を納めるように言われたので、納付書をもらい、妻が数回に分けて納付した。納付額は全部で 20 万円以上だったと思う。未納となっているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金保険料の納付記録を見ると、昭和 62 年 12 月に加入手続をした後、約 4 か月の間に、過年度納付で 12 か月分、現年度納付で 12 か月分の保険料を納付しているが、これら納付済みとなっている保険料と、申立期間の保険料を合計した額は、申立人が納付したと主張する額と概ね一致する。

また、昭和 63 年 4 月からは、その妻と一緒に納税組合を通じて保険料をすべて納付しているなど、申立人の納付意識は高かったと考えられ、このような状況において申立期間の 6 か月のみが未納となっているのは不自然である上、当時の市民税、県民税及び国民健康保険料の納付額から判断すると、申立人は保険料を納付するには十分な資力があったことも推認できる。

さらに、申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き保険料をすべて納付しており、申立人の保険料を納付したと主張するその妻についても、約 39 年間の国民年金加入期間について未納は無い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

千葉国民年金 事案28

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年10月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年10月から50年3月まで

昭和44年10月に国民年金に任意加入して以来、平成14年5月の60歳になるまで保険料を納付してきたが、申立期間が未納とされていた。転居しても、一度も忘れることなく納付していたので、申立期間が未納とされているのはおかしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和44年10月に国民年金に任意加入し、61年4月に第3号被保険者に種別変更し、平成9年8月に再び第1号被保険者に種別変更して60歳に到達するまで加入を続けていたが、これらの手続を適正に行っており、かつ、申立期間以外はすべて保険料を納付していることから、年金制度に関する関心も強く、保険料の納付意識も高かったものと認められる。

また、申立人は、申立期間当時、A市の女性の集金人に保険料を納付していたと主張しているところ、A市の回答によると、当時女性職員による集金手続が行われていたことが認められる。

さらに、申立人の夫の勤務先は、業績に支障は無く、申立人が保険料を納付する資力も十分あったことがうかがわれる。

加えて、未納とされている期間は6か月と短期間であり、申立人が申立期間の保険料についてのみ納付しなかったと考えるのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

千葉国民年金 事案 29

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年4月から同年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年4月から同年11月まで

私は、昭和53年4月から同年11月までの国民年金保険料として、53年12月と54年3月の2回にわたり、A市役所で約2万1,000円を納付した記憶があり、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金手帳記号番号、資格取得年月日（昭和53年4月7日）及び住所の各欄にA市のゴム印が押され取り消された痕跡がある国民年金手帳を所持しており、取り消された事情はA市に記録が残っていないことから明らかではないものの、昭和53年3月に会社を退職後、同年4月にA市役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金手帳記号番号が払い出され、国民年金被保険者資格を取得していたものと推認される。

また、申立人が国民年金保険料8か月分として納付したと主張する2万1,000円という金額は、申立期間の保険料の金額とほぼ一致している。

さらに、申立人が保険料を納付したと主張している時期は、長年勤めた会社から退職金の支給を受け、雇用保険の失業給付を受給し、昭和53年12月からは再就職により収入を得ていることから、保険料を納付するのに十分な収入があったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 22

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 4 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 4 月から同年 9 月まで
昭和 54 年 4 月から同年 9 月までの国民年金保険料の納付記録について、社会保険事務所に照会したところ、納付事実が確認できなかった旨の回答をもらった。申立期間は、K 県にある実家近くの郵便局で母親が保険料を納付しており、未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保存している領収証書によれば、申立人は、申立期間前後の国民年金保険料を過年度保険料の納付書により納付していることが確認でき、申立期間の国民年金保険料については、過年度保険料として住所地以外の道府県に所在する金融機関で納付することが可能であることから、申立内容に不合理な点は見られない。

また、申立期間の国民年金保険料を納付したと主張する時期に、申立人に係る保険料以外の支払に関して、未払があった事実は確認できないことから、申立人の母親が申立人に代わって保険料を含むすべての支払を行っていたと主張する申立内容は信用できると考えられる。

さらに、申立人は、昭和 51 年 4 月以降、厚生年金保険と国民年金の切替手続を複数回行っているが、いずれも適正に行っており、申立期間を除き、国民年金加入期間について、保険料をすべて納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 23

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立内容の要旨

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年4月から同年12月まで
社会保険事務所に国民年金保険料の納付記録について照会したところ、申立期間の納付事実が確認できなかった旨の回答を受けた。
昭和49年3月に会社を退職したのち、区役所の職員から国民年金への加入を勧められ加入手続し、近くの郵便局で納付しており、申立期間が未納となっていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和49年4月に厚生年金保険の被保険者資格を喪失したのち、51年6月に国民年金の加入手続を行なっているが、未納となっていた国民年金の保険料のうち、50年1月から51年3月までの保険料を過年度納付しており、申立期間の保険料についても、その時点で過年度納付が可能な期間であったことから、あえて納付が時効となる時期に近い申立期間の保険料を納付しなかったとは考え難い。

また、申立人が主張している区役所の職員から加入の勧奨があったことも、事実であったことが確認でき、申立内容には信憑性が認められる。

さらに、申立人は、国民年金加入期間について、昭和39年3月及び同年4月の保険料を除き、申立期間以外の保険料を納付しており、かつ、付加年金に加入したり、前納及び追納制度を活用するなど、納付意識は高いと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 24

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立内容の要旨

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 8 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月まで

国民年金制度ができてすぐの昭和 36 年 4 月に任意加入手続を行った。当時、区役所の人が集金に来て月 100 円の保険料を納付し、国民年金手帳に印紙を貼^はってもらったことを覚えている。1 年間保険料を納付したが、37 年 3 月末に引っ越しをして、その後、手続方法が分からず、手続を行わなかったことから 10 年以上の未加入期間となった。国民年金手帳は紛失してしまったが、36 年 4 月から 37 年 3 月までの保険料が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金制度の発足時の昭和 36 年 1 月に任意加入手続をしていたことは、国民年金手帳記号番号の払出簿から確認できる。また、当時、区役所で徴収員(集金人)が各戸を回り保険料を徴収していたことが確認でき、かつ、申立人が納付したとする保険料額は当時の保険料額と一致することから、申立人の主張には信^{びよう}憑性が認められる。

さらに、申立人は、昭和 49 年 8 月から 61 年 3 月まで任意加入し、付加保険料も納付しており、その後も、60 歳から 65 歳になるまで任意加入し、国民年金保険料を前納するなど、納付意識は高かったと考えられ、申立期間の保険料のみを納付しなかったと考えるのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 25

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年1月から同年3月まで

夫と一緒に国民年金の加入手続をし、昭和43年1月31日付けで夫婦連番の国民年金手帳を交付された。43年11月以降は、国民年金保険料も夫婦一緒に納付してきたにもかかわらず、49年1月から同年3月まで、夫は納付済みとされているが、私の分だけ未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管している国民年金手帳に記載されている住所変更履歴によれば、申立人及びその夫と一緒に納付してきたと主張する昭和43年11月以降、数度、住所変更しているが、それぞれ適正に変更手続がなされていたことが確認できる。一方、社会保険庁が保有する申立人の国民年金被保険者台帳には、申立期間中の住所変更履歴に一部記載漏れが見られ、社会保険庁の記録管理に過誤があったと考えざるを得ない。

また、申立人及びその夫は、昭和43年11月以降、申立人の申立期間を除き、国民年金保険料はすべて納付済みとなっており、夫婦一緒に国民年金保険料を納付してきたとする申立人の主張は信用することができ、あえて申立人の申立期間の保険料のみが未納とされているのは考えにくい。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 26

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 4 月から同年 6 月まで

社会保険事務所から、昭和 56 年 4 月から同年 6 月まで、納付事実の確認ができなかったとの回答をもらったが、当時、毎回欠かさず夫婦の保険料として 4,500 円ぐらいを信用金庫に納付してきた。未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 41 年 4 月以降、45 年 11 月の結婚前後を含む約 36 年間の国民年金加入期間について、申立期間を除き、保険料をすべて納付しており、申立人の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立期間は 3 か月と短期間であり、申立期間の前後の期間について、保険料がすべて納付済みとなっているとともに、申立人及びその家族の生活状況等に大きな変化は認められないことなどから、申立期間のみが未納とされているのは、不自然である。

さらに、当時、申立人とその夫は食肉店を経営し、申立人の経済状況は、保険料を納付するのに問題は無く、申立内容に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 27

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年4月から55年3月までの国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年4月から55年3月まで

社会保険事務所から、昭和54年4月から55年3月まで、国民年金保険料の納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。厚生年金保険から国民年金に切り替えた昭和53年12月以降は、付加保険料を含めて納付してきたにもかかわらず、申立期間について付加保険料を含め未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金に加入して以降、申立期間以外は、納付期限に間に合わず付加保険料を納められなかった7か月を除き、付加保険料を併せて納付しているため、付加年金への申立人の納付意識は高かったものと考えられる。また、申立人は損害保険の代理店を営み、経済的に問題が無かったことから、申立期間の保険料のみを納付しなかったとするのは不自然である。

さらに、申立人は、申立期間の直後に、国民年金保険料を付加保険料も含めて前納しており、仮にこの時点で未納期間があったとすれば、未納期間に係る保険料納付を優先すると考えるのが自然である。

加えて、申立人は、昭和53年12月から60歳になるまで、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の付加保険料を含めて国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 28

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年3月

国民年金保険料の納付記録を社会保険事務所に照会したところ、昭和51年3月の納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。国民年金手帳には、「初めて被保険者になった日」が「昭和51年3月1日」と記録されていることから、保険料は納付していたはずであり、未納とされているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保有する申立人に係る国民年金記録では、婚姻前の昭和51年3月に資格取得をしているにもかかわらず、当初、資格取得日が婚姻日の51年4月27日とされたため、申立期間が未加入とされるなど、社会保険事務所において何らかの事務処理上の誤りがあったことは明らかである。また、申立人の国民年金の資格取得日(当初、昭和51年4月27日)が訂正された際、同年3月1日とされるところを同年3月19日とした別の事務処理上の誤りがあった可能性がある旨の意見が管轄の社会保険事務局長から出されている。

さらに、申立人は、申立期間の1か月を除き、国民年金加入期間について保険料をすべて納付しており、申立期間の国民年金保険料のみを納付しなかったとするのは不自然であると考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

新潟国民年金 事案 29

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年10月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年10月から同年12月まで

申立期間当時、私が夫婦二人分の国民年金保険料を管理しており、毎月納付書で金融機関に納めていた。納付書が届けば必ず納付していたはずなので、未納になっているとは考えられない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、3か月と短期間であり、申立人は、昭和44年4月の国民年金加入手続後、約35年間の国民年金加入期間について、申立期間を除き、保険料をすべて納付していたことから、申立人の保険料納付意識は高かったものと認められる。

また、申立期間の前後において申立人及びその夫の仕事や生活状況に大きな変化は認められないこと、また、その前後の期間について納付済みとなっていることなどから、申立期間のみが未納とされているのは、不自然である。

さらに、申立期間当時、金融機関で毎月保険料を納付することは可能であり、申立人の申立内容に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

新潟国民年金 事案 30

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年10月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年10月から同年12月まで

申立期間当時、妻が夫婦二人分の国民年金保険料を管理しており、毎月納付書で金融機関に納めていた。納付書が届けば必ず納付していたはずなので、未納になっているとは考えられない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、3か月と短期間であり、申立人は、昭和39年7月の国民年金加入手続後、約36年間の国民年金加入期間について、申立期間を除き、保険料をすべて納付していたことから、申立人の保険料納付意識は高かったものと認められる。

また、申立期間の前後において仕事や生活状況に大きな変化は認められないこと、また、その前後の期間について納付済みとなっていることなどから、申立期間のみが未納とされているのは、不自然である。

さらに、申立期間当時、金融機関で毎月保険料を納付することは可能であり、申立人の申立内容に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

新潟国民年金 事案 31

第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 1 月から同年 3 月まで
平成 16 年 3 月ごろ、市役所で国民年金保険料の納付記録を確認したところ、昭和 49 年 1 月から同年 3 月までの期間が未納であるとの回答をもらった。
申立期間を含め、婚姻当時から国民年金保険料を夫婦共に夫名義の銀行口座から口座振替により納付しており、夫には未納期間が無いのに、私にだけ未納期間があることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A市は、昭和 39 年から口座振替による国民年金保険料の収納を実施しており、申立人が婚姻当時から保険料を夫婦共に申立人の夫名義の銀行口座から口座振替により納付していたとする主張に不合理な点はみられない。なお、現在所持している銀行の通帳により、平成 10 年 11 月から 11 年 1 月までの保険料は、夫婦同一日に口座振替により納付されていることが確認できる。

また、申立人の夫は申立期間を含め国民年金の加入期間中、保険料を完納しており、申立期間の前後を通じて、夫婦の生活環境に特段の変化がみられないこと、かつ、申立人は申立期間について督促を受けた記憶は一切無いと主張していることから、申立人の申立期間のみが未納とされていることは不自然である。

さらに、申立期間は、3 か月と短期間であるとともに、申立人は、申立

期間を除き、国民年金の加入期間である約 34 年間、保険料をすべて納付している。

加えて、納付年月日が確認できる昭和 41 年 5 月から 43 年 7 月までの期間及び平成 10 年 11 月から 11 年 1 月までの期間の保険料は、納付期限内に納付されている上、2 回の厚生年金保険から国民年金への切替手続も適正に行われており、申立人の国民年金に対する意識の高さがうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

新潟国民年金 事案 32

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年10月から48年3月までの期間及び48年7月から49年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年10月から48年3月まで
② 昭和48年7月から49年3月まで

平成19年6月19日に、国民年金保険料の納付記録について確認したところ、昭和47年10月から48年3月までの期間及び48年7月から49年3月までの期間が未納であるとの回答をもらった。

昭和47年6月に、A市役所から勧められ国民年金に任意加入し、当時は、周辺に金融機関が無かったことから、保険料は集金人に納付していたことを記憶している。この未納となっている期間も保険料を納付していたはずである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和47年6月に国民年金に任意加入して以降、周辺に金融機関が無かったため、数年間は集金人に保険料を納付していたとしており、A市も、申立期間当時、金融機関が無い等の理由で保険料の納付環境が整っていない地域では、納付組織による保険料の集金を行っていたと説明しており、申立人の申立内容と一致する。また、同市は、納付組織における保険料徴収対象者は、納付組織による集金に同意する者に限定されていたため、その保険料納付率は100パーセントだったとしていることから、申立人の主張どおり、申立期間中、納付組織を通じて保険料を納付したとすると、すべて納付していたことが推認される。

さらに、申立人は、申立期間当時の集金人を特定しているが、その人物

の職務履歴は申立内容と一致していることが確認できることから、申立内容に信憑性^{しんぴやう}が認められる。

加えて、任意加入手続を行った直後の4か月を始め、申立期間の前後の加入期間において、国民年金保険料は納付済みとされているが、申立期間の前後を通じて、申立人の生活状況に大きな変化はみられないことから、申立期間のみが未納とされていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

山梨国民年金 事案 8

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 11 月から 38 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 11 月から 38 年 3 月まで

昭和 36 年 11 月に会社を退職し家事手伝いをしていたが、近所の人に勧められ、37 年ごろ、国民年金と国民健康保険に加入し、国民年金手帳と国民健康保険証の交付を受けた。

その際、2,000 円くらいの保険料を地域の婦人会にまとめて1回納めており、未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和 37 年 10 月の時点は、申立期間の保険料が納付可能であり、かつ、37 年ごろに国民年金手帳の交付を受けたという申立人の主張とも一致する。

また、当時申立人の居住していた地域では、国民年金への加入は強制ではなく、希望する者のみが加入して保険料を納付するという誤った認識が強かったとの近隣住民の証言があるため、申立人が保険料を納付する意思も無く国民年金に加入するとは考えにくい。

さらに、申立人が申立期間の保険料として納付したと主張する金額は、当時の保険料額とおおむね一致している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

山梨国民年金 事案9

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年7月及び同年8月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年7月及び同年8月

私は、昭和53年7月に退職し、同年9月に再就職するまでの間、納付日や納付先の金融機関の名称等詳しいことは覚えていないが、国民年金保険料を立ち回り先の銀行等に納付した記憶がある。

申立期間の記録は未加入となっているが、申立期間に保険料を納めた記憶があるので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間以外の国民年金加入期間について、その都度、厚生年金保険と国民年金の切替手続を適切に行っており、また、国民年金に加入した理由として、自分が障害者になった場合を考慮したとしており、申立人の年金に対する意識は高いものと考えられる。

さらに、申立期間は2か月と短期間であるとともに、申立人は、昭和52年3月に国民年金に加入してから、国民年金加入期間について申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

山梨国民年金 事案 11

第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 4 月から 47 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 4 月から 47 年 12 月まで

私が 28 歳のころ（昭和 49 年ごろ）、実家の父に、「確か来年ごろから年金の一括払いができなくなるので、未納期間は埋めておかなければ、60 歳を過ぎてから、とても困るので納めるように。」と言われた。私はその時に「20 歳までさかのぼると 8 年もある。」と言った覚えがあるが、父は、「銀行を退職した時点までさかのぼれば良い。」と言っていた。

私は、小さい子供がいたため身動きができなかったことから、父に 6 万円から 8 万円程度を渡し保険料納付を頼んだ。後日、父は「お釣だ。」と言って、1 万円前後を私に返し、「これで心配ない。」と言っていた。

当時、父から領収書を受け取った覚えがあるが、引っ越しを数回繰り返したため、古い書類を捨ててしまった。

第3 委員会の判断の理由

申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された昭和 50 年 3 月 28 日は、特例納付によりさかのぼって保険料を納付できる期間内であり、保険料として納付したと記憶している金額が、申立人が当時納付することができた保険料の額と一致するとともに、納付したとする保険料の工面方法等の申立内容は具体的かつ詳細であるなど、申立内容に不自然さはみられない。

また、申立人の父は、昭和 50 年度に優良国民年金協力組織等表彰を、平成元年度には、受給者協会個人表彰を受賞していたことから、申立人に保険料納付を促し、実際に申立期間の保険料を一括納付したとする父の納

付意識は高かったものと考えられる。

さらに、申立人は、申立期間を除き、昭和 61 年 4 月に第 3 号被保険者になるまで保険料をすべて納付しており、そのうち、昭和 59 年度を除く期間については保険料を前納しているなど、納付意欲が高かったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

山梨国民年金 事案 12

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 4 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 4 月から 53 年 3 月まで

昭和 46 年に国民年金に加入し、以後、保険料は過去にさかのぼって納付したりはせずに、毎回定期的に納めた。当時、区（組）の納税係が各家庭を訪問してくれたので、毎回自分で保険料を支払っていた。その後は、納税係が役場に保険料を納めていたとのことである。過去のことで、納付した保険料額までは記憶が無い。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金に加入してから平成 7 年 2 月に厚生年金保険に加入するまでは、申立期間を除き、未納期間が無い。また、昭和 61 年度から 63 年度までの期間及び平成 3 年度から 5 年度までの期間の保険料を前納し、6 年度は一括で現金納付するなど、納付意識が高かったことがうかがえる。

さらに、区（組）の納税係が各家庭を訪問し、集金後、役場に保険料を納めていたという申立内容は、山梨県が作成した資料から当時の町における納付組織の状況と一致することが確認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

長野国民年金 事案 21

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 4 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 4 月から 53 年 3 月まで

昭和 43 年 5 月に結婚し、45 年 2 月から国民年金に任意加入し、その後、隣組や納付組織の人が集金に来て、毎月きちんと納付していたので未納となっていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、結婚後の昭和 45 年 2 月から国民年金に任意加入し、61 年 4 月に第 3 号被保険者制度が創設されるまでに、4 回の転居と 1 回の厚生年金保険への加入をしているが、その都度、国民年金の任意加入手続を適切に行い、かつ、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、国民年金制度への理解も深く、納付意欲も高かったものと認められる。

また、申立人が昭和 51 年 3 月から申立期間を含む約 2 年間居住していた市では、当時、納付組織による集金が行われていたことが認められ、任意加入期間でありながら、前半の約 1 年間は納付済みであるのに、後半の申立期間について未納となっていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

長野国民年金 事案 22

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 1 月から同年 3 月まで

高校卒業後から父親が他界した昭和 49 年まで、両親が経営する靴下製造業を手伝っていた。両親は 36 年 4 月から国民年金に加入して保険料を納めており、私の分についても父親が納めてくれていたと思っている。私が 20 歳になった 45 年 1 月から同年 3 月までの分だけが未納となっているのは考えられない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金手帳が発行された昭和 46 年 9 月に、45 年 1 月にさかのぼって国民年金に加入し、45 年 1 月から 46 年 3 月までの保険料については、申立期間の 3 か月分を除いて、過年度納付している。

また、当時同居していた申立人の両親は、国民年金制度が発足した昭和 36 年 4 月から国民年金に加入し、父親は 60 歳になるまで、母親は厚生年金保険に加入した 49 年 8 月まで、申立期間を含めて国民年金保険料をすべて納付しており、両親の納付意欲は高かったことから、息子である申立人の保険料について、加入手続時点で過年度納付が可能であったにもかかわらず、3 か月分だけ未納となっていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

愛知国民年金 事案 11

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和11年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から38年3月まで

60歳になった平成8年に、年金請求の通知が社会保険庁から届き、社会保険事務所へ出向いたところ、昭和36年4月から38年3月までの国民年金保険料が未納となっていた。

昭和35年10月の国民年金制度発足当初の説明会に出席し、同年10月7日に国民年金に加入しており、当時の国民年金保険料は100円だったと記憶している。国民年金保険料は加入当初から全期間分支払ったはずなので、当該期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間中、未納とされているのは申立期間のみである上、二度の転居の際にも国民年金保険料の納付が途切れたことは無く、申立期間を除き60歳まで、加入期間中の保険料をすべて納付している。

また、申立人は、昭和35年10月の拠出年金適用事務の開始月から56年9月まで任意加入し、納付状況が確認できる昭和47年度からはすべて現年度納付しているなど、納付意識は高かったと考えられる。

さらに、申立人が居住していたA市では、昭和36年4月1日の国民年金保険料徴収事務開始以前の35年10月1日から各地区において、国民年金の加入届の出張受付を開始していたことが確認でき、申立人の申立内容と一致する。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

愛知国民年金 事案 12

第1 委員会の結論

申立人の、申立期間のうち、昭和45年1月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年4月から46年3月まで

私は、妻の分も含めて国民年金の加入手続を行ったときに、国民年金保険料を2年分さかのぼって納付することができるとの話を聞いたので、昭和44年4月から46年3月までの二人分の保険料（約2万2,000円から2万5,000円と記憶。）をA県B町役場で支払ったはずである。当該期間について保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦は、昭和46年4月から60歳までの国民年金加入期間については、国民年金保険料をすべて納付している上、50年3月以降は付加保険料を納付しているとともに、昭和57年度以降については保険料を毎年度前納していることから、夫婦共に納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立期間のうち、昭和45年1月から46年3月までの期間の過年度保険料及び46年4月から47年3月までの期間の現年度保険料の合計は、夫婦二人分で2万1,900円となり、申立人の主張とおおむね一致する。さらに、A県内の多くの市町村において過年度保険料の納付書が窓口交付されており、B町においても同様の措置が講じられていたものと推測されることから、申立人は、47年4月の国民年金の加入当時に45年1月から47年3月までの国民年金保険料を納付したものと推認できる。

他方、申立期間のうち、昭和44年4月から同年12月までの期間については、申立人夫婦が国民年金に加入した時期（昭和47年4月）からすると時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、他に納付したことをうかがわせる事情も見当たらないことから、当該期間については、国民年金保険料を納付したものと認めることはできない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和45年1月から46年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

静岡国民年金 事案 16

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 37 年 7 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 4 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 37 年 7 月まで

社会保険事務所に国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間の保険料が未納との回答であった。

昭和 36 年に国民年金制度が発足すると聞き、夫と相談して、大変重要な制度という認識から加入手続を行い、保険料を納付した。

当時住んでいた市では、保険料の集金自動車が地域を回っており、生まれたばかりの子供を連れて納付していた記憶があり、1 月 100 円の保険料であったこともはっきり覚えている。申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

市に対する照会の結果から、同市では、申立期間当時、広報車による出張徴収を実施しており、同車の特徴（後方ドアの内側に事務机が設置されていた等）も、申立人の記憶のとおりであることが確認できる。納付したとする保険料額についても当時の金額と一致しており、国民年金法が施行された昭和 36 年当時、その夫と相談して、すぐに加入手続きをして納付していたとする申立内容に矛盾は無い。

さらに、申立人の夫の厚生年金保険の加入及び脱退に伴う申立人の国民年金の切替手続については、適正に届出されているとともに、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間については、任意加入期間を含め、すべて保険料を納付している上、付加年金保険料も完納しているなど、保険料の納付意識が高いことも認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

静岡国民年金 事案 17

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年度中の3か月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年度中の3か月

社会保険事務所へ国民年金保険料の納付記録を照会したところ、昭和48年度中の3か月の保険料が未納との回答を得た。

申立期間の保険料について、夫の分だけ納めて、私の分だけ納めなかったとは考えられない。会社を辞めて、その月に国民年金の加入手続をし、保険料を支払ってきた。

当時は、育児に専念しており、時間もお金も不自由していなかったため、保険料を納付していたはずであり、未納となっているのは納得いかない。

第3 委員会の判断の理由

未納とされている期間は申立期間のみであり、かつ3か月と短期間である上、昭和44年の婚姻以降、申立人と一緒に国民年金保険料を納付してきたとされるその夫は、申立期間を含め、未納とされている期間は無い。

また、申立期間を含む昭和48年度については、社会保険庁の記録上、申立人は9か月分の保険料を納付（1か月ごとの納付状況は不明で、3か月分が未納とされている）したこととされているが、年度内に一部未納の月がある場合等に作成される特殊台帳が存在しないことから判断して、夫婦のうち申立人のみ同年度中に未納とされている期間があるのは不自然である。

さらに、申立人は、数次にわたる厚生年金保険と国民年金の切替手続をいずれも適切に行っており、切替時における未納は生じていないことから保険料の納付意識が高いことも認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

三重国民年金 事案 10

第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 7 月から 47 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 7 月から 47 年 6 月まで

申立期間について、昭和 48 年 9 月に市役所で納付手続をし、さかのぼってまとめて払った覚えがある。保険料を納付した時期や回数は覚えていないが、納付は市役所本庁舎で行った。

第3 委員会の判断の理由

未納とされている期間は 12 か月と短期間であるとともに、申立人は申立期間を除く国民年金加入期間については国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人は、昭和 48 年 9 月 20 日に国民年金の加入手続をし、過年度保険料となる 46 年 7 月から 48 年 3 月までの保険料を納付したと主張しているが、社会保険事務所の記録では、47 年 7 月から 48 年 3 月までの保険料についてのみ、48 年 9 月 25 日に納付済みとされているのに対して、一緒に手続を行い国民年金手帳記号番号が連番となっているその夫については、過年度保険料に相当する保険料が納付されており（ただし、昭和 47 年 1 月から同年 3 月までは未納。一方で時効により納付できないはずである 46 年 4 月から同年 6 月までが納付済みとなっている。）、手続を行った本人のみが一部未納になっていることは不自然である。

さらに、申立人が納付した昭和 48 年 9 月 25 日からみると、申立期間は時効が到来する直前であり、かつ、申立期間の保険料は納付済みとされている期間よりも保険料が安価であったことから、申立期間についても納付されていたものと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

京都国民年金 事案 17

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 1 月から同年 3 月まで

独身だったころは国民年金保険料を自分で納付していたが、結婚してからは妻が国民年金保険料（月 100 円）を集金人に納付しており、妻が国民年金に加入してからは、引き続き妻が二人分の国民年金保険料を納付していた。

ところが、記録では、妻はすべての期間で国民年金保険料を納付したことになっているが、私の場合、昭和 38 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料が未納となっている。納得できないので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しているとともに、申立人の妻についても、国民年金に加入して以降、国民年金保険料を完納している。

また、申立人及びその妻は、16 年以上にわたり、付加保険料も納付しており、納付意識が高かったものと考えられる。

さらに、申立期間当時、国民年金保険料は月額 100 円であり、A 市では集金人（徴収員）制度が開始されていたことが確認でき、夫婦一緒に保険料を納付していたという申立人の申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含め総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付しているものと認められる。

香川国民年金 事案 16

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年10月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年10月から同年12月まで

年金請求時に、国民年金の未納があると言われたので調査依頼したところ、納付記録が確認できなかったとの回答を受けたが納得できない。

会社を離職する際に、担当者から、「厚生年金の一時金はもらわないように」、「国民年金に加入するように」と言われたことは記憶しているので、手続きを行い保険料を納付したことについては自信を持っていた。

昭和49年10月に上京して、同年11月に結婚し、夫の実家の近くに新居を構えたあと、区役所で加入手続きを行い保険料を納付した。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、国民年金手帳記号番号が払い出された時点において、国民年金保険料の納付が必要であった現年度保険料6か月分（昭和49年10月から50年3月まで）の金額は、申立人が納付したと主張する金額とほぼ一致し、申立内容に不合理な点は認められない。

さらに、当該6か月分の現年度保険料のうち3か月分の納付記録が確認できることから、申立期間の国民年金保険料のみ納付していないことは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

高知国民年金 事案 15

第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 4 月から同年 9 月までの期間及び 49 年 1 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 48 年 4 月から同年 9 月まで
② 昭和 49 年 1 月から同年 3 月まで

社会保険庁の記録を確認した結果、昭和 48 年 4 月から 49 年 3 月までの国民年金保険料が未納となっていたが、このうち、48 年 10 月から同年 12 月までは、国民年金保険料の領収書が残っていたことから納付済みに記録が訂正された。しかし、申立期間についても同様に国民年金保険料を支払っており、家計簿にも当該保険料額を記録しているので、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間のうち申立期間及び平成 16 年 1 月から 17 年 6 月までの 18 か月を除けば未納期間が無い上、申立期間の直前である昭和 48 年 2 月に任意加入により納付を始めていることから、納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人から提出された家計簿は、外見等から当時作成されたものと考えられるとともに、そこに記載された国民年金保険料の金額は、申立期間の国民年金保険料の金額と一致する。

さらに、昭和 48 年度の申立人の記録において、申立期間に近接する期間について、当初、未納とされていたが、領収書が存在していたことから、3 か月分が未納から納付済みに訂正されたほか、他の期間を含め合計 2 年 5 か月分の記録訂正が行われており、申立人の納付記録の管理が適正に行われていなかったことがうかがわれる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

福岡国民年金 事案 15

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 12 月から 39 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 12 月から 39 年 6 月

昭和 39 年当時の保険料は、婦人会で集金していた。当初は未納であったことは覚えているが、未納者宅を回っていた婦人会の役員から、納付をするよう督励を受け、45 年 7 月から 47 年 6 月までに、数回に分けて納付し、納付後に、婦人会の役員から「全部納付済みで大丈夫」と言われた記憶がある。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しているとともに、厚生年金保険から国民年金への切替手続を適切に行っていたことから、納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人は、昭和 45 年 7 月から 47 年 6 月までに、婦人会の役員を通じて数回に分けて納付した記憶があると申し立てているが、この期間は、特例納付の実施期間に一致するとともに、A 市内では申立期間において婦人会が国民年金の納付に関与していたことが確認できる。

さらに、特殊台帳において、過年度納付の記録のほとんどが、本来、時効により納付できない期間のものであるほか、事後に不合理な修正がなされていることが認められることから、行政における手続上の過誤があった可能性がうかがわれる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

福岡国民年金 事案 16

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 6 月から 45 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和 39 年 6 月から 45 年 3 月まで

申立人は当時、市の広報誌に、特例納付の案内が掲載されており、集金人にも「こんな制度は二度と無いですよ。今がチャンスですよ。」と言われ、未納額を計算してもらい、6 年分の保険料として 3 万 2,400 円を支払った。

集金人から、「領収書は、後日、持参する。」と言われ、メモを渡されたが、結局、領収書はもらえず、メモも紛失してしまった。

国民年金保険料を納付した時期は、夫と二人で果実店をやっており、経営も順調で、3 万 2,400 円は、夫が集金人に手渡していたことをよく覚えている。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは、昭和 46 年 2 月 26 日に行われていることが確認でき、これは特例納付の実施期間であることから、申立期間の国民年金保険料を特例納付したとする申立人の主張と一致する。

また、申立人は、当時、夫婦で果実店を営んでおり、経営も順調だったとしており、未納分を一括して特例納付したとする主張に不自然さは見られない。

さらに、申立人が所持する国民年金手帳の昭和 45 年度の印紙検認記録欄に、集金人が書いたとされる「+ 3 万 2,400 円」の記載があり、この金額は、申立期間について特例納付した場合の金額 (3 万 1,500 円) とほぼ一致するとともに、「+ 3 万 2,400 円」以外にも、保険料額の改定時期に該当する欄に、当該保険料額が記載されていることから、当時、集金人が書いたものと認められる。

加えて、申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付していることから、申立人の納付意識は高かったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

福岡国民年金 事案 17

第1 委員会の結論

申立人の平成5年11月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年11月

昭和61年4月以降、私が国民年金の種別変更手続きを行い、私と夫の国民年金保険料を納付してきた。申立期間について、夫は納付済みとなっているのに、私だけ国民年金保険料が未納となっていることは、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和61年4月以降、数回、種別変更手続きを行っているが、申立期間以外に未納期間は無く、申立期間後の国民年金加入期間について、申立期間の1か月を除き、その夫と同一日に国民年金保険料を納付している。

また、市の電算記録では、申立人の第3号被保険者の資格喪失日が平成5年11月30日となっていることから、申立人は申立期間において第1号被保険者であったことが確認できる。さらに、当時、市では配偶者がいれば配偶者の納付書も一緒に発送していたことが確認されており、その夫は、申立期間について国民年金保険料を納付済みであることから、申立人の保険料も、申立人が同一日に納付したと考えるのが自然である。

加えて、申立人の、申立期間の資格記録が、平成8年3月15日に第3号被保険者から第1号被保険者へ記録訂正が行われていることが確認でき、不適切な事務処理が行われたことがうかがわれる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

佐賀国民年金 事案 12

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 7 月から 41 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 7 月から 41 年 12 月まで

昭和 43 年 11 月に夫の勧めで国民年金に加入し、42 年 1 月分までさかのぼって保険料を納付したが、それ以前の保険料については時効を迎えており納付することができなかった。46 年に、特例納付の実施期間であったため、夫と共に社会保険事務所に出向き、未納となっていた 38 年 7 月から 41 年 12 月までの保険料を一括で納付したにも関わらず、社会保険庁の記録では未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 46 年ごろ、未納保険料が特例納付できることを知り、その夫と共に社会保険事務所に行き、20 歳までさかのぼって 2 万円弱を納付したと申し立てているところ、納付時期及び納付場所は、当時の特例納付の実施方法と一致し、保険料額もおおむね一致しており、申立人の申立内容は、基本的に信用できる。

また、申立人及びその夫は、当時、事業を営んでおり、現存する昭和 53 年の金融機関の出入金記録によると、毎週 1 万円を入金し、毎月 2 万円を出金していることが確認でき、事業用に出金した金銭から特例納付の保険料（1 万 8,900 円）を支払ったとする説明を裏付けるものとなっている。

さらに、申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付しているほか、国民年金加入当時に時効未到達分の未納保険料を過年度納付する等納付意識は高かったものと考えられるとともに、申立期間の国民年金保険料の納付手続を行ったとされる申立人の夫についても、申立期間を含め国民年金制度発足当初から 60 歳到達までの間の国民年金保険料をすべて納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

長崎国民年金 事案 10

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年4月から53年9月までの期間及び57年4月から同年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和52年4月から53年9月まで
② 昭和57年4月から同年6月まで

国民年金納付記録の照会で昭和52年4月から53年9月の期間及び57年4月から同年6月までの期間の国民年金保険料について未納となっていることが判明した。申立期間については、市役所で納付書をもって保険料を納付していたので、保険料納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和51年5月に国民年金に任意加入して以降、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しているとともに、57年7月から61年3月までの期間及び63年4月から平成元年3月までの期間は保険料の全額免除申請がなされていたが、その後、これらの全期間について保険料を追納しており、申立人の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立期間に含まれる昭和53年度に関しては、保険料の未納期間と納付済み期間が混在しているにもかかわらず特殊台帳が存在しておらず、社会保険庁の事務処理の誤りの可能性も否定できないことから、申立期間のうち、①昭和52年4月から53年9月までの国民年金保険料はこの時期に納付したとする申立人の主張に不自然さは見られない。

さらに、申立期間のうち、②昭和57年4月から同年6月までについては、申立人は、当時の状況を、「昭和57年は私にとって大きな変化の年であり、生活は苦しかったが、国民年金保険料は納付していた。その後、保険料負担が生計に与える影響が大きい時はこまめに保険料の免除申請を行って

た。」と主張し、当時の納付状況と附合するとともに、国民年金保険料の納付について強い関心があったものと考えられることから、免除期間直前の申立期間の国民年金保険料を納付したとする主張は信用できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

長崎国民年金 事案 11

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年7月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年7月から同年12月まで

国民年金の納付記録について照会したところ、昭和42年7月から同年12月について未納であることが判明した。40年前のことであるため、領収書等、納付の事実を証明できる証拠書類は保管していないが、満20歳の時から、納税組合を通じて納付してきた。申立期間が未納とされていることについて納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間後、満60歳に達する前月までの国民年金加入期間について国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人は、申立期間当時、納税組合を通じて国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立人が居住していた地域において納税組合が実在したことが確認できる。

さらに、昭和42年度の一部については、社会保険庁とA市の納付記録に相違があったため、社会保険庁の納付記録が訂正されている上、42年度に関しては、未納期間と納付期間が混在しているにもかかわらず、申立人の特殊台帳が存在しておらず、不適切な事務処理があったことがうかがわれる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

長崎国民年金 事案 12

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年7月から同年9月までの期間及び46年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和45年7月から同年9月まで
② 昭和46年1月から同年3月まで

私は、昭和45年5月にA銀行を退職し、その後、関西で45年5月15日から同年9月13日まで勤務した。

関西での勤務が終了し、B市に帰ってきていた45年9月下旬又は同年10月上旬ごろ、自宅に国民年金保険料の納付書が届き、B市役所のC支所にて、納付書により窓口で納付した記憶があり、その後も忘れることなく納付してきた。

申立期間以外はすべて納付しており、申立期間のみ未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、社会保険庁の納付記録では、①昭和45年7月から同年9月までは未納となっているにもかかわらず、B市の記録では、当該期間については納付済みとなっており、両者の記録に相違が認められることから、不適切な事務処理が行われたことがうかがわれる。さらに、この期間に近接する②46年1月から同年3月までについても、不適切な事務処理が行われた可能性を否定できない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

宮崎国民年金 事案 11

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 7 月から 41 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和 39 年 7 月から 41 年 6 月まで

私の妻が、近所の民生委員から、「国民年金という制度があり、未納保険料はさかのぼって納付することができる」という話を聞いた。妻は家業の店番で外出できなかつたため、私が夫婦二人分の保険料を市役所で納付した。

社会保険庁の記録を確認したところ、妻の保険料のみが納付済みとされており、私の申立期間の保険料は未納とされていた。

私が納付したのに自分の保険料を納付しなかつたとは考え難い。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間後の国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人及びその妻は、申立期間当時、父親の経営する会社の従業員であり、申立期間後の厚生年金保険及び国民年金の加入状況も一致しており、申立期間についても、申立人及びその妻が一緒に納付していたという主張に不自然さは見られない。

さらに、申立人及びその妻の国民年金加入時における申立人の国民年金手帳記号番号は見当たらないが、妻については、申立期間当時、国民年金手帳記号番号が重複して払い出されていることが確認でき、不適切な事務処理があったことがうかがわれる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

沖縄国民年金 事案 6

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年11月から59年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年11月から59年3月まで

昭和45年4月1日から61年3月までは国民年金に任意加入して保険料を納めているので、未納期間があるのはおかしい。未納とされている期間の保険料は自治会長に納めたと思うが、自治会長は亡くなっているので確認は取れない。納付したことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人の夫は、昭和45年1月1日から60歳に至るまで厚生年金保険に加入しているとともに、申立人自身も自営業を営んでいたことから、申立期間当時、国民年金保険料の納付に関し経済的に問題があったとは考え難い。

さらに、申立期間当時、申立人が居住していた地域では、自治会長による集金が行われていたことが確認でき、申立期間のみ、集金の際に国民年金保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

宮城厚生年金 事案7

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除され、かつ、事業主は、申立人が主張する昭和45年8月16日に厚生年金保険被保険者の資格を申立人が喪失した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められることから、申立期間について厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、2万2,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和28年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年8月20日から45年8月16日

社会保険庁に株式会社Aでの厚生年金保険被保険者期間を確認したところ、昭和43年3月18日から44年8月19日までの17か月が被保険者期間となっているとの回答を得た。

私の記憶では昭和45年8月16日までの29か月が被保険者期間であるはずであり、退職日は45年8月15日であるので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断理由

雇用保険の加入記録によれば、申立人の株式会社Aにおける雇用保険の被保険者期間は昭和43年3月18日から45年8月15日までとされており、申立人は株式会社Aに継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、株式会社Aが保管している、B厚生年金基金が昭和45年8月に株式会社Aに通知した加入員資格喪失通知書によれば、申立人の資格喪失日は45年8月16日とされていることが確認できる。

なお、当時、資格喪失届は複写式の届出様式により、同一内容のものが社会保険事務所と厚生年金基金に提出されており、基金ではそれに基づき加入員台帳に記録している。

これらを総合的に判断すると、申立人が主張する昭和45年8月16日に、厚

生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、企業年金連合会が保管する申立人の厚生年金基金加入員台帳において2万 2,000 円であることが確認できることから、2万 2,000 円とすることが妥当である。

埼玉厚生年金 事案3

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除され、かつ、事業主は、申立人が主張する昭和50年7月1日に厚生年金保険被保険者の資格を申立人が喪失した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められることから、申立期間について厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、20万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年6月30日から同年7月1日まで

A証券B支店における厚生年金保険被保険者記録を確認したところ、昭和50年6月30日に資格喪失となっているが、実際には、同年7月1日付けで本店に異動し、同日に資格喪失している。同時に加入していた厚生年金基金より加入月数が1か月少なくなっており、納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

厚生年金基金の加入記録及び雇用保険の加入記録により、申立人は申立期間について当該事業所に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、事業主に照会したところ、当時、厚生年金保険の資格取得及び資格喪失に係る届は、複写式の様式を使用しており、厚生年金基金に提出したものと同一内容の書類を社会保険事務所に届出していたと回答があった。

なお、申立人の厚生年金基金の加入記録には、厚生年金保険より加入月数が1か月多い286か月と記載されている。

これらを総合的に判断すると、申立人が主張する昭和50年7月1日に被保険者資格を申立人が喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所に行ったこ

とが認められる。

なお、昭和 50 年 6 月の標準報酬月額については、社会保険庁の記録により同年 5 月及び同年 7 月の標準報酬月額が 20 万円と確認できることから、20 万円とすることが妥当である。

佐賀厚生年金 事案 3

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除され、かつ、事業主は、申立人が主張する昭和48年4月1日に厚生年金保険被保険者の資格を申立人が喪失した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められることから、申立期間について厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和48年3月の標準報酬月額については、2万8,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年3月31日から同年4月1日まで

厚生年金被保険者記録を確認したところ、T石油店における資格喪失日は昭和48年3月31日となっており、次に勤務した(有)F産業における資格取得日が48年4月1日となっている。

グループ企業内の人事異動であり、1日の空白があることに納得できない。記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A厚生年金基金の記録から、T石油店における申立人の厚生年金基金加入員資格喪失日は昭和48年4月1日であることが確認できる。

なお、当時、資格喪失届は、複写式の届出様式により、同一内容のものが社会保険事務所と厚生年金基金に提出されており、基金ではそれに基づき厚生年金基金台帳に記録している。

さらに、T石油店から、グループ企業である(有)F産業及びM建設(株)に異動があった者4名についてみると、厚生年金記録の欠落の事例は確認できない。

また、T石油店に勤務した申立人以外の被保険者43名について、申立人と同様に月末に資格喪失している事例は無い。

これらを総合的に判断すると、申立人が主張する昭和48年4月1日に、被保険者資格を喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所に行ったことが

認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、被保険者名簿から確認できる直近の標準報酬月額である2万8,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年11月から53年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和26年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和50年11月から53年6月まで

昭和50年9月に出産を控えてパート勤務を辞めた後、母親に「国民年金には、任意加入だけど、将来のために、間を空けずに入っておいた方が良いから早く手続をなささい。」と言われたので、同年11月ごろに市役所で国民年金加入の手続をし、付加保険料も併せて半年又は1年の前納で納めていたはずであり、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和50年11月ごろに国民年金加入の手続をしたと主張しているが、申立期間前の厚生年金保険加入時に交付されたと認められる申立人が所持する年金手帳の国民年金手帳記号番号は53年5月に市に払い出されたものであり、年金手帳における国民年金への加入日は53年7月と記載されている。また、申立人に他の手帳を所持していた記憶や、加入手続についての具体的な記憶は無く、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間の納付についても、申立人に具体的な記憶は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道国民年金 事案 41

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年6月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年6月から52年3月まで

申立期間の保険料は、すべてA町役場かB信用金庫のどちらかで納めた。

平成9年以降に、当時住んでいたC市から、2度にわたり「未納期間が無い」と言われたため、D市に転居する際に、当時の年金手帳や通帳をすべて処分した。

申立期間当時は田舎に住んでいたため、保険料が未納だと、近所に噂が広まり、納めないといけない雰囲気となるので、夫婦二人分の保険料は必ず納めたはずである。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその妻に係る国民年金手帳記号番号の払出しは、昭和50年6月以降と推認され、申立期間に係る加入手続をしたとされる申立人の妻から聴取した結果、国民年金の加入手続は、そのころに行ったことが確認できる。そして、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間の一部は時効により納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらず、また、申立人の保険料納付をしたとされる申立人の妻には、特例納付等により一括して未納分を納付した記憶は無い。

また、申立期間のうち昭和50年4月から52年3月までについて、申立人の妻は納付済みとなっているが、申立人夫婦ともに納付済みとなっている申立期間直後の52年4月から54年3月までにおける納付年月日は、夫

婦で異なっていることから、50年4月から52年3月までについて夫婦が同時に保険料を納付していたとは認められない。

さらに、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告等)は無く、申立人の妻に聴取しても申立期間当時の納付状況は具体的でなく、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道国民年金 事案 42

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年11月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年11月から50年3月まで
申立期間の保険料は、すべてA町役場かB信用金庫のどちらかで納めた。
平成9年以降に、当時住んでいたC市から、2度にわたり「未納期間は無い」と言われたため、D市に転居する際に、当時の年金手帳や通帳をすべて処分した。
申立期間当時は田舎に住んでいたため、保険料が未納だと、近所に噂が広まり、納めないといけない雰囲気となるので、夫婦二人分の保険料は必ず納めたはずである。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその夫に係る国民年金手帳記号番号の払出しは、昭和50年6月以降と推認され、申立人から聴取した結果、国民年金の加入手続は、そのころに行ったことが確認できる。また、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらず、過年度納付をした記憶は無く、申立人の夫についても申立期間は未納とされている。

さらに、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告等)は無く、申立人に聴取しても申立期間当時の納付状況は具体的でなく、また、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道国民年金 事案 43

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年2月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年2月から43年3月まで

20歳になる前日に、A市の職員が自宅を来訪し、国民年金への加入を勧められたので、国民年金に加入している。当時は、毎月、母親の分と合わせて300円から400円程度の国民年金保険料をA市役所B出張所で、納付書により支払っていた記憶があるので、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

また、申立人が国民年金保険料を納付していたと主張するA市の出張所は、申立期間後の昭和43年4月に開設されており、申立人が主張する納付方法も当時のA市の保険料収納方法（3か月ごとに国民年金手帳に印紙を貼付する印紙検認方式）と一致しないことから、申立人が申立期間について保険料を納付していたとは認められず、さらに、申立人の記憶は納付済みとなっている43年4月より後の期間についての納付方法だと推認される。

加えて、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたのは昭和44年1月ごろと推認され、その時点では申立期間の保険料は過年度分となり、市町村では納付することができず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

旭川国民年金 事案 15

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 3 月から同年 7 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 3 月から同年 7 月まで

昭和 57 年 3 月に勤務していた事業所が自己破産してから、次の事業所に勤務する 57 年 8 月までの 5 か月は、破産の残務整理を行いながら、他の 4 名の従業員とともに、金銭出納担当の自分が A 市の窓口で保険料を納付した記憶があるので、申立期間の保険料が未納となっていることに納得ができない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、勤務していた事業所が倒産した後、残務整理にあたりながら、毎月市役所の窓口において、国民年金保険料を他の 4 名の従業員の分と併せて納付していたと申し立てているが、申立期間の 4 名の記録をみると、2 名には国民年金の加入記録が無く、他の 2 名も一部未納期間があることから、申立人の主張には矛盾がある。

また申立人は、申立人及び他の従業員について納付した保険料の領収書を破産管財人の弁護士に渡していたと主張しているが、破産事業所の債務にあたらぬ従業員の国民年金保険料の領収書を弁護士が保管することは考えられず、そのような事実は確認できない。

さらに、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことなど、申立人が申立期間について国民年金に加入し、保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

茨城国民年金 事案 11

第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 8 月から 54 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 8 月から 54 年 3 月まで

昭和 54 年ごろに A 市 B 区役所において国民年金の加入手続をした際、20 歳までさかのぼって保険料を納付できるとの説明を受けたことから、数日後同区役所において、それまでの未納分の保険料を特例納付により一括して納付したはずである。

このため、申立期間保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、しかも、申立人の記憶が不確かであるため、申立期間に係る国民年金の具体的な加入状況等が不明である。また、申立期間は 3 回目の特例納付の実施期間中であり、申立期間の納付月数 128 か月分の保険料を納めたとすると、51 万 2,000 円が必要であったにもかかわらず、その納付金額を記憶していないなど、具体的な納付状況も不明である。

さらに、申立人は保険料の納付場所について、A 市 B 区役所の国民年金担当窓口で納付したとしているが、特例納付に係る納付場所は金融機関又は社会保険事務所でなければならず、実際に A 市 B 区役所からの回答により、当該区役所においては、当該特例納付期間において、保険料の仮預かりや納付書の発行は行っていないと確認できることから、申立内容には矛盾が認められる。

加えて、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されている形跡もうかがえない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

茨城国民年金 事案 12

第1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 3 月から 45 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 3 月から 45 年 6 月まで

私は、国民年金の被保険者資格を取得した昭和 42 年 3 月から納税組合を通じて国民年金保険料を納付していた。

両親、弟及び妹もこの方法により納付していたので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 42 年 3 月に国民年金に加入して以来、納税組合を通じて保険料を納付してきたと主張しているが、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿及び確定申告書等）が無い。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の任意加入者の年金記録から昭和 46 年 12 月以降に払い出されたものであると考えられ、申立人の妹が 46 年 9 月に、弟が 47 年 6 月に加入した際の国民年金手帳記号番号の間の番号であることからそのことが裏付けられるほか、46 年 12 月以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は過年度納付となる昭和 45 年 7 月から 46 年 3 月までの 9 か月分の国民年金保険料を現金で納付していることから、42 年 3 月から納税組合を通じて保険料を納付してきたはずであるとする申立人の主張には矛盾がある。

加えて、申立期間の一部は時効により納付できない期間が含まれており、事実、申立期間について、申立人が保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

なお、申立人の国民年金被保険者資格の取得日は、申立人の 20 歳の誕生日の前日である昭和 42 年 3 月 22 日であるが、これは 46 年に加入手続を行った際にさかのぼって得たものであり、実際に当該月より申立人の保険料を納付していたことを示すものではない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

茨城国民年金 事案 13

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から同年6月までの期間及び46年4月から47年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年4月から45年6月まで
② 昭和46年4月から47年3月まで

高校卒業後、二つの企業に勤務して厚生年金保険に加入していたが、二番目の企業を退社した後、昭和47年に、A市役所で、45年4月（高校卒業後に、最初に勤務した会社を退職した翌月）にさかのぼって国民年金への加入手続をした。

過年度分の国民年金保険料については、市役所で納付することができなかったため、昭和47年7月ごろB郵便局で1年分か2年分を納付した記憶がある。

このため、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和47年当時に国民年金への加入手続を行って申立期間の保険料を納付したと主張しているが、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿及び確定申告書等）が無く、しかも、申立人の記憶が不確かで、納付金額を記憶していないとしており、申立期間当時の具体的な納付状況が不明である。

また、申立人が加入手続を行った時期は、国民年金手帳記号番号の払出簿及び昭和47年度の国民年金保険料の検認記録（A市保管）から昭和48年2月に行われたものと考えられ、47年7月に過年度分の保険料を納付したとする申立人の主張は、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことから矛盾が認められる。

さらに、申立人が国民年金に昭和48年2月に加入したと認められる時点では、申立期間の一部は時効により納付できない期間であり、事実、申立期間について、ほかに申立人が保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

栃木国民年金 事案 26

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 1 月から 55 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立人の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 1 月から 55 年 3 月まで

国民年金の納付記録を確認したところ、申立期間について納付が確認できないと言われた。申立期間の国民年金保険料については、同居の母親が、年払いで、自宅に来た役場の人に支払ったり、役場に出向いて支払っていたので未納であるはずが無い。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、207 か月と長期である申立期間について、申立人が得た収入を母親に手渡し、母親が国民年金保険料の納付を行っていたと主張しているが、申立人の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、しかも、申立人自身が直接関与していなかったため、国民年金保険料の納付状況が不明である。

また、申立期間のうち、10 年程度婚姻関係にあった当時の夫も未納となっていたこと及び昭和 56 年以降は国民年金の加入手続を取っていなかったことなどから国民年金保険料の納付に対する意識が高かったとは言い難い。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和 41 年 7 月時点では、申立期間の一部は時効により納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらず、事実、申立期間について申立人が保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 30

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 10 月から 41 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 10 月から 41 年 3 月まで
昭和 38 年 10 月に A 市役所で国民年金の加入手続をして、同市役所で保険料を納付したので、未納とされていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 市役所で国民年金の加入手続をして、保険料を同市役所で納付したと主張している。しかし、申立人の主張を裏付ける関連資料（確定申告書、家計簿等）や周辺事情は無い上、申立人には、同市役所における国民年金の加入手続及び保険料の納付の状況についての具体的な記憶も無い。また、申立人の主張する保険料納付の根拠となる国民年金手帳番号が別に払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。さらに、申立期間には、申立人が B 市に居住していた時期も含まれているが、申立人は、B 市では保険料は納付していないと述べていることから、申立人の主張は不自然と認められる。

加えて、申立人には、昭和 42 年 2 月 16 日に C 市で国民年金手帳記号番号が払い出されて、国民年金手帳が交付されているが、その時点では、申立期間のうち 38 年 10 月から 39 年 12 月までの保険料は既に時効により納付することはできず、実際に、申立人が申立期間の保険料を特例納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

山梨国民年金 事案 10

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 4 月から 40 年 8 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 4 月から 40 年 8 月まで

A 郡にあった巡査駐在所に赴任していたとき、農業協同組合（以下「農協」という。）の職員から任意加入を勧められて加入した。

農協の担当者が毎月定期的に駐在所まで集金に来てくれて、領収書の台紙に納入の都度印鑑を押捺してくれた（領収台紙は現在持っていない。）。保険料については、集金したものを一括して役場の担当係へ納めたことをその担当者から聞いている。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、当時居住地であった巡査駐在所へ定期的に集金に来る農協の担当者に国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立人の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、しかも、当該農協担当職員の職位や氏名について全く記憶していないなど、申立人の記憶は不明確で、保険料の納付状況が不明である。

また、申立期間当時、申立人が保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらず、かつ、現在と別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、当該農協は、申立期間当時、年金の指定代理金融機関及び収納代理金融機関ではない上、申立期間における申立人の住所は、昭和 38 年 12 月には他町に転居しているなど、農協職員が保険料を集金していたとする主張とは矛盾する点がある。

これらの申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

山梨国民年金 事案 13

第1 委員会の結論

申立人の平成3年6月から同年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年6月から同年8月まで

私は平成3年5月に役所を退職し、同年9月に企業に就職し10月に厚生年金保険に加入した。その後、18年12月に社会保険事務所に年金受給申請をするために行った際、3年6月から8月までの3か月の国民年金保険料が未納（かつ国民年金に未加入）であることが分かった。しかし、同年8月ごろのある日の午前中に、当時居住していた市の市役所（支所）に行き、30代と思われる男性職員とカウンターを挟んで椅子に腰掛けて、国民年金保険及び国民健康保険等について話し、その際、国民健康保険料と共に国民年金保険料を確かに納め、領収書（2度の引越で紛失）のようなものをいただいた記憶もあるため、未納、かつ未加入とされていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成3年8月ごろに東京都の市で国民年金の加入手続を行い、保険料を納付したと主張しているが、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、しかも、申立人の申立期間当時の記憶は不確かな点が多く、国民年金への加入に伴う事務処理状況や納付金額等も不明である。

また、申立期間当時、申立人が保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらず、かつ、申立期間の居住市町村及び転居後の市町村において別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が山梨県に転居したのは平成3年7月初旬であり、前住居地の市の市役所で国民年金の加入手続等を行うことは不可能であることから、同年8月に転居前に居住していた市の市役所（支所）で国民年金の加入手続等をしたとする主張には矛盾がある。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

愛知国民年金 事案 13

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年1月から46年3月までの国民年金保険料については納付されているものと認められるが、42年5月から46年8月までの間については厚生年金保険に加入していたことが認められ、申立期間については国民年金の被保険者となり得る期間ではない(同一期間に複数の年金制度に加入することはできない。)ことが明らかであり、年金記録の訂正を行うことはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年4月から46年3月まで

私の夫が、私の分も含めて国民年金の加入手続を行ったときに、国民年金保険料を2年分さかのぼって納付することができるとの話を聞いたので、昭和44年4月から46年3月までの二人分の保険料(約2万2,000円から2万5,000円と記憶。)をA県B町役場で支払ったはずである。当該期間について未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人夫婦は、昭和46年4月から60歳までの国民年金加入期間については、国民年金保険料をすべて納付している上、50年3月以降は付加保険料を納付しているとともに、昭和57年度以降については保険料を毎年度前納していることから、夫婦共に納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立期間のうち、昭和45年1月から46年3月までの期間の過年度保険料及び46年4月から47年3月までの期間の現年度保険料の合計は、夫婦二人分で2万1,900円となり、申立人の主張とおおむね一致する。さらに、A県内の多くの市町村において過年度保険料の納付書が窓口交付されており、B町においても同様の措置が講じられていたものと推測されることから、申立人は、47年4月の国民年金の加入当時に45年1月から47年3月までの国民年金保険料を納付したものと推認できる。

他方、申立期間のうち、昭和44年4月から同年12月までの期間については、申立人夫婦が国民年金に加入した時期(昭和47年4月)からすると時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、他に納付したことをうかがわせる事情も見当たらないことから、当該期間については、国民年金保険料を納付したものと認めることはできない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、

昭和45年1月から46年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

- 2 しかしながら、申立人は、申立期間を含む昭和42年5月から46年8月まで、厚生年金保険に加入（脱退手当金支給済み）していたことが認められ、申立期間については国民年金の被保険者となり得る期間ではない（同一期間に複数の年金制度に加入することはできない。）ことが明らかであることから、年金記録の訂正を行うことはできない。

愛知国民年金 事案 14

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年9月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年9月から42年3月まで
平成19年6月11日に、昭和40年9月から42年3月までの国民年金保険料納付記録について照会申出書を社会保険事務所に提出したところ、同期間について納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。
申立期間当時はA町の実家に住所があり、父親がA町から送付された納付書により納付していたはずなので納付を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、A町では納付書による納付方法は採用していなかったこと、また、国民年金手帳記号番号の払出日（昭和42年9月28日）からみると、申立期間は過年度納付の対象期間となるが、A町では過年度保険料を取り扱っていなかったこと、及び申立人は42年3月にB市に転居して上記の国民年金手帳の交付を受けていたことから、申立期間の国民年金保険料をA町から送付された納付書により支払ったとする申立人の説明内容には不合理な点が見受けられる。

また、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人の父親が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（領収書、家計簿等）が無く、また、申立人自身は国民年金保険料の納付に関与していないため、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等の詳細が不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

静岡国民年金 事案 18

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 39 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 39 年 3 月まで
納付記録上、昭和 36 年 4 月から 39 年 3 月までの国民年金保険料が未納とされている。

祖父の代から長年にわたり同じ場所で事業を営んできており、経済的に余裕もあったので、税金の滞納など一度もなかった。

納付書等が来ていればすべて保険料を支払っていたので、未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間は、社会保険庁の被保険者台帳、市の被保険者名簿のいずれの記録でも、国民年金保険料を一緒に納付していたとされるその妻とともに、未納とされている。

また、申立人及びその妻は、国民年金加入手続及び申立期間における納付についての記憶は無く、申立期間において保険料を納付していたことがうかがわれる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 39 年 3 月に払い出されているが、その時点で申立期間の一部は時効により納付できない期間であり、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も確認できない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたとは認めることはできない。

静岡国民年金 事案 19

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から39年3月まで
納付記録上、昭和36年4月から39年3月までの国民年金保険料が未納とされている。

祖父の代から長年にわたり同じ場所で事業を営んできており、経済的に余裕もあったので、税金の滞納などもなかった。

納付書等が来ていればすべて支払っていたので、未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間は、社会保険庁の被保険者台帳、市の被保険者名簿のいずれの記録でも、国民年金保険料と一緒に納付していたとされるその夫とともに、未納とされている。

また、申立人及びその夫は、国民年金加入手続及び申立期間における納付についての記憶は無く、申立期間において保険料を納付していたことがうかがわれる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和39年3月に払い出されているが、その時点で申立期間の一部は時効により納付できない期間であり、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も確認できない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたとは認めることはできない。

静岡国民年金 事案 20

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から38年12月まで

私は、国民年金制度の開始とともに国民年金に任意加入し、国民年金保険料を納付していたが、年金記録を照会したところ、申立期間については未加入であるとの回答であった。

昭和38年12月に夫が退職し、自営業となったため、39年1月に市役所で夫の国民年金の加入手続をし、夫婦共に新しい国民年金手帳を受け取った。その際、私の手帳には、これまでの納付記録が記入されておらず、また、手続の際に提出した古い手帳を返却してくれなかったため、不安になったが、役所を信頼し、そのままにしてきた。

当時、手続事務に何らかの不備があって、申立期間の年金記録が喪失してしまったと思われるので、記録の訂正を求めたい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金制度開始直後の昭和35年10月から38年12月までの国民年金手帳記号番号払出簿を調査した結果、申立人に係る別の国民年金手帳記号番号は確認できず、別の国民年金手帳記号番号で保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は申立期間の保険料の納付方法等についての記憶が不明確であり、ほかに申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人は申立期間の前後で住所の変更は無く、居住していた市の市役所に確認したところ、通常、既に国民年金手帳記号番号が払い出されている方に対し、新たな記号番号を払い出すことはなく、また、納付記録のある国民年金手帳を回収することはしないとしている。

その他の事情を含め総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

京都国民年金 事案 18

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 4 月から 52 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものとは認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 4 月から 52 年 3 月まで

国民年金の納付記録を確認したところ、申立期間について、夫は国民年金に加入し納付済みであるが、私は加入記録及び納付記録がない旨の回答をもらった。50 年 8 月ごろに自宅で集金人に夫の保険料と併せて一括して納付したはずであり、私のみ未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は国民年金の加入手続について、自ら届出を行った記憶は無いとしている上、納付金額等についても記憶が曖昧であり、国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無い。

また、社会保険庁の記録では、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたのは、昭和 57 年 4 月であり、その時点では、申立期間は、時効により納付できない時期であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間は長期間である上、申立人には申立期間以外にも未納期間及び未加入期間が見受けられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

京都国民年金 事案 19

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 1 月から 53 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 3 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 1 月から 53 年 12 月まで

社会保険事務所に年金記録を照会したところ、申立期間は納付の事実が確認できなかったとの回答があった。

昭和 51 年分については、確定申告書に国民年金保険料として 1 万 6,800 円、52 年分及び 53 年分については、青色申告用収支日計式簡易帳簿に国民年金保険料として、それぞれ 2 万 8,800 円、2 万 4,990 円と記載し、これを元に確定申告している。

当時、私は私立学校教職員共済の加入者であり、上記の金額は二重払いとなっていると思われるので、還付してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、既に昭和 45 年 3 月から 50 年 12 月までの間に納付した国民年金保険料について、51 年 2 月に 6 万 5,650 円の還付を受けていることが確認でき、今回の申立期間当時、自身が重複加入していたことについて、申立人が認識していなかったとは考え難い。

また、確定申告書等に記載されている保険料は、当時の国民年金保険料とは多少相違しているが、計上されている国民年金保険料は一人分に相当する額であると考えられることから、国民年金の被保険者であったその妻の国民年金保険料額を記載したものと考えるのが合理的である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

香川国民年金 事案 14

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 12 月から 58 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 12 月から 58 年 12 月まで

国民年金保険料納付記録について照会したところ、申立期間に係る保険料の納付事実が確認できなかった旨の回答があった。昭和 54 年 12 月以降の期間の保険料についてはすべて納付済みであり、未納とされていることには納得できない。

昭和 54 年 12 月から 57 年 3 月までは、私は学生であり、国民年金に加入する義務は無く、また、57 年 4 月から 58 年 12 月までは保険料を納めていなかったが、母親が区役所で手続を行い、さかのぼって何十万円かの保険料を納めたという記憶がある。国民年金手帳の払出しを受けた時期や納付した金額について明確な記憶や資料は無いが、納付しているはずなので、確認してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人自身は国民年金保険料の納付に関与していないため、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では申立期間は時効により保険料を納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、昭和 54 年 12 月から 57 年 3 月までは任意加入期間であり、この期間について後からさかのぼって保険料を納付することはできないものであり、申立人の母親がさかのぼって国民年金保険料を納付したとする主張は不合理である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

香川国民年金 事案 15

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年1月から40年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和38年1月から40年8月まで

社会保険庁から、昭和38年1月から40年8月までの国民年金への加入事実が確認できなかったとの回答を、平成19年7月17日付けでもらった。

当時は、出産のため実家に帰っていた。夫は厚生年金保険に加入していたが、私は任意加入であることを知らなかった。婦人会の人も、「国民年金保険料をかけないといけない。」と言っていたので、婦人会を通じて国民年金に加入し、当時の金額で月100円程度、保険料を納付していた。兄嫁と一緒に保険料を納付していたが、兄嫁は昭和35年から納付していたと聞いている。

昭和41年ごろ、国民年金のことで町役場へ行ったときに、国民年金保険料を納付していないことが判明したので、当時の担当者と言い争いをした。

「私はかけています。」と言ったが、「領収書がないのでいけません。」と言われた。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点において、申立期間の一部は時効により納付できない期間であるとともに、申立期間には申立人の夫が厚生年金保険に加入中のため任意加入となるべき期間も含まれており、かつ、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（預金通帳、家計簿等）は無く、申立人の記憶は曖昧であり、具体的な国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

さらに、申立人と一緒に国民年金保険料を納付していたとする申立人の兄嫁についても、申立期間の一部に厚生年金保険加入期間や未加入期間が存在する。

加えて、申立人は、昭和 41 年ころの役場担当者とのやり取りの中で、その時点では領収書を所持していたはずなのに、そのことを主張していなかったり、領収書が回収された経緯の説明を後から変更するなど、申立内容に不合理な点がある。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

徳島国民年金 事案13

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年1月から52年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年1月から52年1月まで

私が20歳の時である昭和48年から49年まで、W市で国民年金に任意加入し、W市T郵便局で保険料を振り込んだ。49年にU市に転居した後は、近くのY駅東口の銀行（S銀行と思われる。）で家賃を支払う時に併せて保険料を振り込み、52年にT市に転居した後は、A銀行で保険料を振り込んだ。

昭和48年1月から52年1月までの期間が未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金に任意加入した事情について詳細かつ具体的に申し立てているものの、加入手続の状況等については記憶が無く、申立人が国民年金の加入手続や国民年金保険料の納付を行ったことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無い。

また、申立人及びその夫の記憶が不鮮明であるほか、当時、W市の収納取扱郵便官署となっていなかった郵便局で国民年金保険料を納付したと申し立てているなど、申立内容には不自然な点がある。

さらに、申立人が居住していたW市及びU市並びに両市を管轄するU社会保険事務所について調査したが、申立人の国民年金の加入及び保険料の納付を裏付ける関連資料は発見できなかった。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

徳島国民年金 事案14

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年9月から39年2月までの期間及び45年8月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年9月から39年2月まで
② 昭和45年8月から同年9月まで

会社を退職した後の①昭和38年9月から39年2月までについて、国民年金への加入を役場の人に勧められたので、私が加入手続を行い、6か月分の国民年金保険料は妻が納付した。国民年金保険料は、役場の集金人か地区の持ち回りの担当者のいずれかに手渡しで納付した。また、②45年8月から同年9月までについても、その後勤務した会社を退職した後、国民年金の加入手続は私が行い、国民年金保険料の納付については上記と同様に妻が納付した。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金の加入手続を行い、その妻が国民年金保険料の納付を行ったことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、しかも、申立人の記憶が不鮮明であるため、申立内容に係る国民年金の加入状況及び保険料の納付状況等は不明である。

また、申立人が所持する国民年金手帳には申立期間に係る資格記録や検認記録が無く、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

愛媛国民年金 事案 22

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年10月から50年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年10月から50年9月まで

昭和53年9月か同年10月ごろに、父親から国民年金の特例納付制度について教えられ、厚生年金保険から国民年金に切り替えた後の国民年金保険料の未納分を妻が一括して納付した。

納付した金額は覚えていないが、年度によって金額が異なっており、その合計額であったことを記憶しているので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和53年9月又は同年10月ごろに国民年金の加入手続を行い、その時初めて、当時、未納とされていた国民年金保険料を一括して納付したと主張しているが、50年10月から52年3月までの申立人の保険料が53年1月に過年度納付されているとともに、52年度分も現年度納付されていることが確認でき、申立内容に不合理な点が見受けられる。

また、申立人が国民年金保険料を納付したと主張するその妻から聴取しても、納付したとする保険料額等についての記憶は明確でない上、納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無く、申立人の申立期間に係る保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

愛媛国民年金 事案 23

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 4 月から 59 年 1 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 4 月から 59 年 1 月まで

国民年金保険料の納付記録を確認したところ、昭和 57 年 4 月 1 日付けで国民年金の資格が喪失されたため、申立期間について未加入とされていた。

昭和 42 年に会社を退社後、59 年 2 月に別の会社に入社するまでは、一部の期間を除き国民年金に加入し、保険料は妻が納付していた。納付金額などは記憶に無いが、申立期間は国民健康保険にも加入しており、国民年金の資格を自ら喪失させるはずがない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が申立人の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人自身は国民年金保険料の納付に直接関与していなかったとともに、妻から聴取しても、納付金額や納付方法についての記憶は明確でなかったことから、保険料の納付状況等が不明であり、申立期間に係る保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人が居住していた市が保管する国民年金被保険者名簿において、昭和 58 年 3 月に 57 年 4 月にさかのぼって国民年金の資格喪失手続が行われた記録が見られるが、これは、申立期間当時、同市では、国民年金の任意加入者について保険料の滞納があった場合、当該任意加入者の了解を得た上で国民年金の資格喪失手続を行っていたことによるもので、申立人及びその妻は当時の記憶が無いが、申立人についても、この手続が行われたものと推認される。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判

断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

愛媛国民年金 事案 24

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年1月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和56年1月から61年3月まで

昭和56年に個人事業所を設立した際、夫婦で国民年金に加入し、夫婦一緒に保険料を納付してきた。

申立期間について、妻は納付済みとなっているのに、自分の分だけ未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人は、当時、申立人が経営していた事業所の従業員が申立人の国民年金に係る加入手続及び保険料の納付をしたと主張しているが、当該従業員から聴取しても、加入手続の状況や納付額についての記憶が明確でなく、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間の一部は時効のため納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間については任意加入の対象者であったものが、昭和61年の国民年金法改正により、61年4月から強制加入の対象者となったことに伴い、初めて国民年金手帳記号番号が払い出された可能性がうかがわれる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

愛媛国民年金 事案 25

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 40 年 11 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 7 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 40 年 11 月まで

昭和 36 年に国民年金に加入した時から 48 年に厚生年金保険に加入するまでは申請免除になっていたが、厚生年金保険加入後にすべての免除期間について国民年金保険料をさかのぼって納付した。

免除期間の保険料はすべて納付したはずであり、申立期間について未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申請免除とされている申立期間の国民年金保険料を、昭和 48 年に厚生年金保険に加入した後、まとめて納付したと主張しているが、免除期間に係る保険料の追納は、納付する時点から 10 年以内に限ってすることができることされており、申立人は、社会保険庁の記録では、昭和 50 年 12 月に 40 年 12 月から 48 年 3 月までの免除期間の保険料を 10 年さかのぼって追納していることが確認でき、申立人が追納をした時点では、申立期間の保険料は、納付することができなかったものと考えられる。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立期間に係る保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人の妻についても、申立期間は免除となっている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

佐賀国民年金 事案 13

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 4 月から 55 年 1 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 4 月から 55 年 1 月まで
20 歳になってからの保険料については、母親が納めていたと聞いていた。
しかし、社会保険庁の記録では、昭和 51 年 4 月 (20 歳到達) から 55 年 1 月までが未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料 (家計簿、確定申告書等) が無く、また、申立人自身は国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、申立期間の保険料を納付したとされる申立人の母親に当時の状況を聴取したが、記憶が無いとしていることから、国民年金の加入状況、納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 58 年 3 月にその妹と連番で払い出されており、その時点では、申立期間は時効により納付できない期間であり、申立人も妹も、その時点でさかのぼって納付可能な期間についてのみ納付していることが確認でき、納付記録に不自然さは見られないとともに、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人については、国民年金手帳の交付を受けた昭和 58 年 3 月に、56 年 1 月から 57 年 3 月までの保険料を^{そきゅう}遡及納付していることが確認でき、20 歳になってから母親が保険料を納めていたという申立内容には不合理な点がある。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

熊本国民年金 事案 14

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年9月から56年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることができない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年9月から56年3月まで
学生(昭和44年4月から50年3月まで)のころ、母と国民年金の手續に市役所別館を訪れた。

自分で国民年金保険料を納めたことはなかったが、母からは、「近所の人が集金に来ていたので納めた」と聞いていた。

母自身の国民年金も時期は不明だがさかのぼって一括して納めたと聞いている。

昭和56年以降の記録しかないのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿等)が無く、また、申立人自身は国民年金保険料の納付に関与しておらず、母親も既に死亡していることから、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和55年6月以降に払い出されていることが推測でき、この時点では、申立期間の一部は時効により納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、学生(昭和44年4月から50年3月まで)のころ、市役所別館を訪れたと申し立てているが、その当時、当該建物は市役所別館としては使用されておらず、申立人の申立内容には不自然な点がある。

加えて、申立人は、母親が自身の国民年金保険料をさかのぼって一括して納付したと申し立てているが、母親が保険料を一括納付した事実については確認できなかった。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

宮崎国民年金 事案 12

第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 4 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 4 月から同年 9 月まで
昭和 50 年に、すべての加入期間の国民年金保険料を納付した。役場の担当者に言われるままの金額を納めたので、納付した期間のうち 48 年 4 月から同年 9 月までが未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したと主張する時期は、特例納付の実施時期であるが、申立期間は、特例納付の保険料納付可能期間ではない。

また、申立人は、昭和 50 年の何月に申立期間の国民年金保険料を納付したかを明確に記憶していないが、社会保険庁の記録によると、50 年 12 月に、43 年 6 月から 48 年 3 月までの保険料を特例納付により、48 年 10 月から 50 年 3 月までの保険料を過年度納付により、納付していることが確認できる。しかし、この時点では、申立期間は時効により国民年金保険料を過年度納付できない期間であるとともに、50 年 12 月より前に納付したことを裏付ける事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

宮崎国民年金 事案 13

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年3月から61年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和59年3月から61年9月まで

私は、申立期間の国民年金保険料支払額を記載した確定申告書の控えを所持しており、申立期間について未納とされていることに納得できない。

保険料の納付は、私か妻が、銀行で夫婦二人の分を納めていた記憶がある。

確定申告書を証拠として保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその妻の、国民年金の加入手続及び保険料の納付状況についての記憶は曖昧であるとともに、社会保険庁の記録によると、申立人は、平成元年1月31日に、申立期間直後の昭和61年10月から同年12月までの国民年金保険料を過年度納付していることが確認でき、この時点では、申立期間の国民年金保険料については時効により納付できなかったものと考えるのが合理的である。

また、社会保険庁の記録によれば、申立人の資格取得処理日は昭和63年6月1日となっており、この時点では、申立期間のうち、59年3月から61年4月までの保険料については、時効により納付することができず納付書が発行されなかったものと考えられるとともに、時効とならない61年5月から9月までの保険料についても、申立人が提出した確定申告書の国民年金保険料支払額とを検証したが、当該期間の保険料が確定申告書の国民年金保険料支払額に含まれるとは考え難かった。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

宮崎国民年金 事案 14

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から50年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年4月から50年9月まで
昭和47年10月から、某市町村で家畜人工授精工として働いており、それなりの収入があった。

国民年金保険料は、両親が家族の分をまとめて納付組合に納めていたはずである。申立期間は両親共に完納となっており、私だけが未納であることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の両親が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人自身は、国民年金保険料の納付に関与していないとともに、申立人の両親も申立期間中の申立人の保険料を併せて納付していたか記憶が定かではないとしており、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、最初に申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたのは昭和51年8月17日となっており、申立期間当時、別の手帳記号番号が払い出されていた事実は確認できない。さらに、申立人の手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間の一部については、時効により納付できない期間であった。

さらに、申立人は国民年金手帳記号番号払出後に過年度納付をしていることが確認できるが、組合長経験者等から「納付組合での集金は厳格で、常に未納者はいない状態であり滞納はあり得ない」との証言を得ており、申立期間中は、申立人は納付組合の構成員でなかった可能性が高いと考えられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判

断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

沖縄国民年金 事案7

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月から50年3月まで

国民年金の納付記録を確認したところ、昭和45年4月から50年3月については納付記録が確認できなかったとの回答をもらった。

琉球政府時代の昭和45年4月に国民年金制度がスタートし、A市役所にも年金課が新設され、早速年金課に出向いて加入手続を行い、当時の貨幣（ドル）で支払った覚えがある。

申立期間以外はすべて納付済期間又は第3号被保険者期間であり、未払いとなっている期間があることには納得ができない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が昭和45年4月から国民年金保険料を納付するためには、琉球政府発行の年金手帳を所持していなければならないが、申立人の所持している年金手帳は沖縄県及び社会保険庁発行の手帳（オレンジ色）のみであり、琉球政府発行の年金手帳（グレー色）は所持していない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは、国民年金手帳記号番号払出簿によれば、昭和51年3月22日から53年9月1日の間に行われていることから、最も早い51年3月に払出しが行われたとしても、申立期間の一部については、時効により納付できない期間の保険料が納付されたこととなり、不合理な点があると言わざるを得ない。

さらに、申立人が所持している領収書（領収カード）によると、昭和53年1月に50年4月から53年3月までの3年度分の国民年金保険料を一括して納付したことが確認できるとともに、その後は3か月ごとの納期限内に納付されていることが確認でき、国民年金手帳記号番号の払出しとの関係から、53年1月に初めて保険料を納付した可能性がうかがわれる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道厚生年金 事案3

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年4月30日から35年5月26日まで

私は、申立期間については、A(株)で勤務しており、当時の上司でB氏、C氏、D氏、同僚でE氏、F氏、G氏を記憶している。

当時の給料から保険料が控除されていた記憶があるので、厚生年金保険の被保険者期間として認めて欲しい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤めていたとする事業所は現存しており、元上司の証言などによれば、申立人は正社員として勤務していたとの事であるが、当該事業所に保管されている社会保険適用者名簿において、申立人は被保険者として記載されていないことが確認された。

また、申立人が、当時の上司や同僚であったと主張する6名について、社会保険事務所の記録を確認したところ、6名のうち4名については厚生年金保険への加入の事実が確認できなかった。

さらに、該当事業所の適用年月日は、昭和32年4月1日であるため、申立期間の一部は適用以前の期間である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

茨城厚生年金 事案3

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和3年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和19年9月9日から20年4月28日まで
学徒動員によりA社に勤務していた。

社会保険庁の記録によれば、A社の健康保険労働者年金保険被保険者名簿に氏名の記載はあるが、学徒の表示がされており、厚生年金保険の被保険者ではなかったと説明を受けたが、B社に学徒動員で勤務していた友人は当該期間も厚生年金保険被保険者として認められていると聞いたので、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

勤労働員学徒については、労働者年金保険法施行令（昭和16年勅令第1250号）第10条第3号及び厚生省告示第50号（昭和19年5月29日）により、労働者年金保険（現在は、厚生年金保険）の被保険者には該当しない取扱いとなっている。

また、厚生省保険局長通牒「学徒勤労働員二伴ウ学徒ノ被保険者資格ニ関スル件」（昭和19年5月22日付け保発第334号）により、勤労働員学徒については、健康保険法における事業所に使用される者と解することは適当であるが、労働者年金保険法における被保険者には該当しないことから、社会保険事務所が保管するA社の健康保険労働者年金保険被保険者名簿の記載のとおり、申立人が健康保険のみに加入し、労働者年金保険には加入していないことについて、制度上の矛盾は無い。

なお、申立人は、学徒動員による勤務期間も厚生年金保険被保険者として認められている友人がいると主張しているが、当該友人の氏名も覚えておらず、その勤務先も申立てに係る事業所とは異なる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案7

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年1月16日から32年12月25日まで

同郷であったA社の社長から声をかけられ、昭和31年1月16日に夫と上京し、すぐに同社に二人で就職した。給与は夫婦で合計1万5,000円で、夫婦それぞれの内訳も給与明細も無かった。後に、時期は不明だが、給与から加工賃を受け取る形に変わり、その後さらに同社から家を買取り、機械を購入して仕事をした。

当該会社で働いていたことは事実なので、当該期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人は、当時の給与は夫婦併せて1万5,000円であったが、夫婦それぞれの内訳及び給与明細は無く、厚生年金保険料が控除されていたかどうかは分からなかったとしている。

また、申立人が働いていたとするA社は、昭和32年3月1日に新規適用事業所となっており、申立期間のうち始めの14か月は適用事業所となっていない。

さらに、当時の厚生年金手帳記号番号払出簿を見ると、同時に就職したとする夫は、当該事業所が新規適用となった昭和32年3月1日に資格取得しているが、事業主を始め申立人の夫と連番で厚生年金手帳記号番号が払い出されている同日の資格取得者に申立人の氏名は無く、被保険者原票にも申立人の氏名は見当たらない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申

立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案 8

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 4 月 1 日から同年 5 月 1 日まで
② 昭和 42 年 12 月 29 日から 43 年 4 月 1 日まで

昭和 39 年 3 月末に中学校を卒業した後、定時制高校に進学した。進学に当たって、通学先に近いため、39 年 4 月 1 日に A 社に入社し、43 年 3 月末に退職した。ところが、社会保険事務所の記録では資格取得日が 39 年 5 月 1 日となっており、さらに資格喪失日も 42 年 12 月 29 日となっている。加入記録に相違があり、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

申立期間①については、A 社の被保険者名簿を確認したところ、申立人、申立人が同期入社したとして挙げた 1 人を含む厚生年金保険手帳番号が連番となっている 6 人及び前記 6 名の間に記載された当該 6 名とは連番となっていない番号を持つ 1 人の合計 7 人の厚生年金保険被保険者資格取得日は、昭和 39 年 5 月 1 日となっており、同年 4 月 1 日に資格取得した者は見当たらない。

このことから、申立人を含む前記 7 人は、昭和 39 年 4 月に入社したものの、当該事業所では、当時、同年 5 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得させる手続をしたものと認められる。

申立期間②については、申立人の同社における退職日の記憶が明確でなく、A 社の被保険者名簿では、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日は昭和 42 年 12 月 29 日と確認ができる。

また、雇用保険被保険者資格について、公共職業安定所において被保険者

記録が確認できなかったものの、事業主から、その離職日は昭和42年12月30日である旨の回答を得ている。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案9

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年3月26日から10年2月1日まで

A社に勤務していた期間のうち平成3年3月から10年1月までの厚生年金保険被保険者記録を確認したところ、加入記録が無いとの回答であったが、当該期間中の一部について、社会保険料等の控除の事実が確認できる給与所得の源泉徴収票があるので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料、周辺事情は無く、申立人が勤務していたA社から提出のあった平成9年1月から同年9月までの9か月分の給与明細書では、社会保険料等は一切控除されていない。また、同社では、採用当時は、申立人の希望として給与支給額が多い方が良いということであったため、厚生年金保険及び健康保険の資格取得手続は行わず、その後、日本国籍の取得が決定してから、平成10年2月に厚生年金保険及び健康保険の資格取得手続を行ったとしている。

さらに、同社から提出のあった社会保険事務所の平成10年2月4日付け確認印が押印された「被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」の資格取得年月日は、社会保険庁の記録と同じ同月2日となっている。

なお、申立人から提出のあった平成6年分及び8年分の給与所得の源泉徴収票に記載された社会保険料等の金額は、申立人の給与総額から推定される厚生年金保険料の2分の1程度の額であり、これは、申立人が申立期間中居住していた区に納付していた国民健康保険料であると推測される。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案 10

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 9 月 2 日から 53 年 8 月 1 日まで

厚生年金保険被保険者の加入期間について照会したところ、昭和 52 年 9 月から 53 年 7 月までについて加入記録が無い旨の回答をもらった。実際にはA社に、入社した 52 年 9 月から 55 年 7 月まで継続して勤務し、厚生年金保険料も給料から控除されていたので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、給料から厚生年金保険料を控除されていたと主張しているが、申立期間における保険料控除を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、社会保険事務所の記録によれば、申立期間中のA社は厚生年金保険の適用事業所とはなっておらず、申立期間後の昭和 53 年 8 月 1 日に適用事業所となっており、申立人は、同日に当該事業所における厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、申立人は昭和 52 年 9 月からA社に在籍していたと主張しているが、雇用保険の加入期間からは在籍を確認できない。

このほか、A社は既に全喪しており、当時の同僚の証言も得ることができず、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

東京厚生年金 事案 11

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 5 月 15 日から同年 8 月 1 日まで

A社に勤務していた期間のうち昭和 42 年 5 月 15 日から同年 8 月 1 日までの厚生年金保険被保険者記録を確認したところ、加入記録が無いとの回答であった。しかし、失業保険被保険者証の交付日は 42 年 5 月 15 日となっているほか、厚生年金保険被保険者証の資格取得日は同年 8 月 1 日となっているものの、記載された月の数字が「5」から「8」に訂正してあるように見受けられるので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった失業保険被保険者証等から、申立人が申立期間中もA社に勤務していたことは認められるが、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実は確認できない。

また、A社の被保険者名簿及び当時の厚生年金保険手帳記号番号払出簿には、申立人を含む3人の記号番号が連番で昭和42年8月24日に払い出され、厚生年金保険被保険者資格取得日はいずれも同年8月1日であることが確認できる。

さらに、申立期間は、特例納付により国民年金保険料が納付済みとなっている。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

静岡厚生年金 事案4

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年11月1日から59年11月1日まで
厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が確認できなかった旨の回答を得た。申立期間については社員として働いており、厚生年金保険料も給与から控除されていた記憶があるので、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る給与明細等、厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる資料は無く、申立てに係る事業所の被保険者記録でも、厚生年金保険に加入していた事実は確認できない。

また、市役所からの回答書において、昭和56年9月24日から59年12月26日まで国民健康保険に加入している事実が確認できる。

さらに、公共職業安定所からの雇用保険記録の回答書において、申立人が昭和56年10月20日に求職申込みを行い、56年11月27日から57年7月24日までの期間、雇用保険の基本手当を受給していることが確認できる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

静岡厚生年金 事案5

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年ごろから25年6月ごろまで

厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。当時、事業所に勤務していたことは事実なので、申立期間について厚生年金保険に加入していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る給与明細等、厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる資料は無く、申立人には厚生年金保険料控除の有無の記憶も無い。

また、申立人は、申立てに係る事業所の本店所在地、法人又は個人事業所の別、当時の事業主及び同僚の氏名の記憶が無く、事業所を特定することができない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

滋賀厚生年金事案 3

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 4 月から 43 年 11 月まで

私は、昭和 42 年 4 月ごろに社団法人 A 協会に就職したが、厚生年金保険の被保険者期間は 43 年 12 月 1 日からとなっているので、就職した日から厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断理由

申立人は、昭和 42 年 4 月ごろから社団法人 A 協会に勤務したと申し立てているが、同協会の人事記録における申立人の雇用開始日は同年 7 月 1 日、雇用保険の加入記録における被保険者資格取得日は 43 年 11 月 1 日であり、申立内容とは異なっている。

また、申立人が申立期間中の厚生年金保険料を社団法人 A 協会により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票などの資料は無く、厚生年金保険料の控除に関する申立人の記憶も曖昧である。

さらに、社会保険庁の記録によれば、申立てに係る社団法人 A 協会は、申立期間後の昭和 43 年 12 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立人を含め、当時、同協会に勤務していた 8 人は、同日に、厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

このほか、申立内容に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

兵庫厚生年金 事案4

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 3 月から 48 年 9 月まで

昭和 34 年 1 月から 43 年 7 月まで、会社の人事異動により、経営者が同じ A 事業所と B 事業所で交互に勤務していた。しかし、体調不良のため、43 年 8 月ごろから 44 年 2 月までの約 7 か月間、A 事業所を休職し、その後、44 年 3 月に経営者から呼び戻され、B 事業所に出社するようになり、48 年 9 月に B 事業所を退職するまで、確かに勤務した。

申立期間について退職したこととなっており、被保険者期間として認められていないことは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたとする B 事業所は既に廃業しており、勤務状況等を確認することができず、申立人が、A 事業所及び B 事業所に勤務していたことは、両事業所の同僚の証言から認められるが、申立期間において B 事業所に勤務していたか否かは確認できない。また、雇用保険の加入記録で、申立期間における B 事業所、A 事業所に係る記録は存在しない。

さらに、申立人が、「休職中であつたが社会保険に加入していた。」と申し立てている A 事業所の労働者名簿において、休職を始めたと思われる昭和 43 年 7 月に資格喪失の手続きが行われたことを意味する「任意退職、健康保険証受理、社会保険事務所への健康保険証返却」の記載がある。

加えて、厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる資料が無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

高知厚生年金 事案 10

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 3 月 1 日から 37 年 5 月 30 日まで
厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答をもらった。
しかし、当時、A社と一緒に勤務していた同僚は厚生年金保険に加入しているの、同様に勤務していた私も、厚生年金保険に加入していたはずである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、給料から厚生年金保険料を控除されていたかどうかの記憶は無いと申し述べており、保険料を控除されていた事実を確認できる関連資料（給与明細書等）も無い。

申立人が記憶している同僚の氏名が社会保険事務所の被保険者名簿に存在することから、申立人がA社に勤務していたことは推認されるが、申立期間において、申立人が雇用保険に加入した記録は残っていない。

また、当該事業所が厚生年金保険適用事業所となったのは昭和 33 年 12 月 1 日であり、申立期間のうち 33 年 3 月 1 日から同年 11 月 30 日までの期間は厚生年金保険に加入することができない。

さらに、申立人は、申立期間の一部を含む昭和 36 年 4 月 1 日から 51 年 6 月 7 日まで国民年金に加入して保険料も納付している。

このほか、当時の同僚の証言等も得ることができず、申立内容が正しいことを裏付ける関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

高知厚生年金 事案 11

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 10 月 1 日から 45 年 9 月 30 日まで
② 昭和 46 年 10 月 1 日から 47 年 8 月 31 日まで
③ 昭和 48 年 3 月 14 日から同年 5 月 31 日まで

厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答をもらった。

しかし、申立期間について、A社に勤務し、年金手帳の交付も受けていたので、厚生年金保険に加入していたはずである。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録では、A社における申立人の記録があることから、申立期間において申立人が同社に勤務していたことは確認できるものの、申立人は、厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていた事実を確認できる関連資料（給与明細書等）を持っておらず、厚生年金保険料の控除についての記憶も無い。

また、A社は、申立期間において厚生年金保険適用事業所では無かったことが確認できる。

さらに、申立人は、A社に勤務していた当時に交付された年金手帳を所持していることを理由に申立期間の厚生年金保険の加入を主張しているが、この年金手帳は、同社を管轄していない社会保険事務所が発行していること及び申立期間以後の昭和 49 年から交付されている年金手帳の様式であることが確認できる。

このほか、申立内容が正しいことを裏付ける関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

高知厚生年金 事案 12

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 3 月 10 日から同年 7 月 31 日まで

A 法人に勤務した期間について、厚生年金保険被保険者記録を確認したところ、加入したのは昭和 32 年 8 月 1 日との回答であったが、同法人に就職した日は 32 年 3 月 10 日であり、また、同法人が平成元年 12 月に発行した 60 周年記念誌の中で、私の就職日は 32 年 3 月 10 日と記載されているので、申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録では、A 法人における申立人の加入日は昭和 32 年 3 月 10 日であり、申立期間において申立人が同法人に継続して勤務していたことは確認でき、このことは、申立人から提出された 60 周年記念誌からも確認できる。

しかし、A 法人における申立人の厚生年金保険への加入に係る記録は、保存義務期間を経過しているなどにより廃棄され、確認できない。

また、当該記念誌に記載されている就職年月日は、厚生年金保険の資格取得年月日が確認できる申立人以外の 10 人の職員のうち 9 人が一致しておらず、同記念誌に記載された就職年月日を厚生年金保険の資格取得年月日とすることはできない。

さらに、厚生年金保険年金手帳記号番号払出簿において、申立人と記号番号の払出日が同日で、記号番号も一番違いの同僚に係る厚生年金保険の資格取得年月日が昭和 32 年 8 月 1 日となっていることから、申立人に係る厚生年金保険の資格取得年月日も同日であると考えるのが妥当である。

このほか、申立内容が正しいことを裏付ける関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

福岡厚生年金 事案 1

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 明治 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 10 年 2 月から 21 年 8 月まで

平成 19 年 6 月 12 日に、A 社会保険事務所に厚生年金加入記録の照会を依頼した結果、同年 7 月 17 日に同事務所から申立期間についての加入記録が無い旨の回答があった。

申立人は、結婚前後は、B(株)Cに勤めていた。いつから勤めたかは承知していないが、義妹が昭和 16 年 10 月に結婚したときは既に同社に勤めていた。

申立人の旧姓はDだったが、結婚後に妻の姓のEと改姓し、B(株)には昭和 21 年 8 月まで勤務し、22 年 4 月からはF(株)に入社した。

現在受けている遺族年金は、B(株)とF(株)の年金が合算されたものと思っていた。申立期間についても算入するようにしてもらいたい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の厚生年金保険被保険者記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人が在勤したと申し立てているB(株)では、厚生年金保険(当初は労働者年金保険)制度開始以前、独自に年金事業を行っており、昭和 17 年 6 月の労働者年金保険法施行の際、C 共済組合の組合員であった者は、労働者年金保険法適用除外申請を行うことにより、引き続き組合員の資格を有することができた。C 共済組合に保管されている労働者年金保険法適用除外申請書の名簿に申立人の氏名が記載されており、申立人は、当時、引き続きC 共済組合の組合員としての身分を有していたものと考えられる。

また、この取扱いは、昭和 23 年 8 月に廃止され、同年 8 月以降もB(株)Cに勤務する者は 17 年 6 月にさかのぼって厚生年金保険の被保険者となっているが、申立人は、厚生年金保険被保険者への^{そききゅう}遡及適用が行われた 23 年には既に

退職しており、17年6月にさかのぼって厚生年金保険の被保険者となっていないと考えられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間中、C共済組合の組合員であったと考えられ、厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

福岡厚生年金 事案2

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和17年4月から20年12月まで

平成19年8月15日に、A社会保険事務所に厚生年金加入期間を照会したところ、同年9月3日に、昭和17年4月から21年10月まで在職したB(株)Cの厚生年金保険の記録が無いとの回答があった。

申立期間は、B(株)Cにおいて技能者・養成工として在職していたことは間違いないので、この期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が在勤したと申し立てているB(株)では、厚生年金保険(当初は労働者年金保険)制度開始以前、独自に年金事業を行っており、昭和17年6月の労働者年金保険法施行の際、C共済組合の組合員であった者は、労働者年金保険法適用除外申請を行うことにより、引き続き組合員の資格を有することができた。C共済組合に保管されている労働者年金保険法適用除外申請書の名簿に申立人の氏名が記載されており、申立人は、当時、引き続きC共済組合の組合員としての身分を有していたものと考えられる。

また、この取扱いは、昭和23年8月に廃止され、同年8月以降もB(株)Cに勤務する者は17年6月にさかのぼって厚生年金保険の被保険者となっているが、申立人は、厚生年金保険被保険者への^{そきゅう}遡及適用が行われた23年には既に退職しており、17年6月にさかのぼって厚生年金保険の被保険者となっていないと考えられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間中、C共済組合の組合員であったと考えられ、厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

佐賀厚生年金 事案4

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年1月から51年4月まで

昭和45年1月ごろから51年12月10日までN運送に在職していたにもかかわらず、厚生年金加入期間が51年5月1日から同年12月10日までの7か月となっていた。退職後、3年以上雇用保険に加入していた場合に給付される180日分の失業給付を受給しており、厚生年金保険料も給与から天引きされていたと思うのでN運送に勤務していた期間を厚生年金保険加入期間として認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

賃金台帳等は、N運送の倒産により保存されていないため、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できない。

また、社会保険庁の記録では、N運送の厚生年金保険適用期間は、①昭和42年4月1日から45年3月25日までの期間及び②51年5月1日から同年12月11日までの期間であり、申立人が厚生年金保険に加入したと申し立てる45年1月を含む①の期間の全従業員44人について被保険者番号を確認したところ、欠番は見当たらなかった。

さらに、N運送の経理事務担当であった元事業主の妻は、申立人の厚生年金保険の取得や保険料控除等の事実は、記録も無く確認できないものの、当時、従業員の希望により厚生年金保険に加入させていない者がいたこと、昭和45年3月25日の1度目の全喪から51年5月1日の2度目の適用の間について、保険料の控除は行っていなかったことを証言している。

加えて、申立人は、雇用保険の失業給付を180日分受給したことをもって、厚生年金保険への加入を主張しているが、厚生年金保険料控除に関する記憶は曖昧である。

このほか、申立内容に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

熊本厚生年金 事案3

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を、申立てに係る事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年1月5日から54年6月1日まで

社会保険事務所に確認したところ、A事業所における厚生年金保険の被保険者期間は、昭和54年6月1日から平成3年4月30日までであるとの回答であったが、同事業所には、昭和49年1月5日から勤務していたと記憶しているので、申立期間も、同事業所における厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

昭和49年1月5日にA事業所に入社し、直後の同年1月15日に行われた会社設立10周年記念行事に際して現金を支給されたという申立人の主張は、同事業所の社長による、会社設立が昭和50年代であるため49年1月ごろに記念行事があるはずがないとの証言と矛盾している。

また、雇用保険の加入記録により、昭和52年7月1日から平成3年4月30日までについてA事業所において雇用保険に加入していたことが確認できるが、申立人は、申立期間において、同事業所の事業主により厚生年金保険料を給与控除されていたかどうかを記憶しておらず、同事業所には、当時の人事記録や賃金台帳等の資料は保存されていない。

さらに、B市が保管する国民年金被保険者名簿における申立人の欄に、「54.6.2 厚生年金 A事業所へ移行 54.7.4 届」と記載されていること、社会保険事務所の記録によれば、申立人は、A事業所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和54年6月1日に、同事業所における厚生年金保険被保険者

資格を取得していることから、当該資格取得日以前は、国民年金の加入期間であったと推認される。

加えて、雇用保険及び厚生年金保険のいずれの記録においても、申立期間の一部に重複する昭和47年3月1日から49年7月1日までの期間及び49年10月1日から50年2月20日までの期間は、申立てに係る事業所と異なるC事業所の被保険者であったことが確認でき、B市が保管する国民年金被保険者名簿においても、「C事業所厚生年金より移行」との記載とともに、昭和50年1月16日に国民年金の資格を取得した旨の記載が確認できる。

これらの申立内容及びこれまで収集した関連資料、その他の事情を含めて総合的に判断すると、昭和52年7月1日以降はA事業所に雇用されていたが、厚生年金被保険者資格は昭和54年6月1日に取得したと考えられるため、申立期間について、同事業所の事業主から厚生年金保険料を控除されていたと認めることはできない。

沖縄厚生年金 事案1

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 2 月 (日付不詳) から平成 2 年 9 月 1 日まで
A社における私の厚生年金保険の被保険者資格取得日が、平成 2 年 9 月 1 日となっている。しかし、私は、昭和 63 年 2 月から平成 2 年 8 月までの期間についても、同社に勤務していたので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立人が、申立期間のうち平成元年 7 月 2 日から 3 年 6 月 27 日まで A 社に勤務していたことが確認できる。しかし、合併により同社の事務を引き継いだ B 社から提出された、申立人が厚生年金保険に加入していたと申し立てている昭和 63 年 2 月を含む 62 年 12 月から 63 年 6 月までの健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得及び標準報酬決定通知書に、申立人の名前は確認できず、加えて申立人の厚生年金保険料控除に関する記憶は曖昧である。

また、申立人が、当時、同じ勤務条件で同じ業務を行っていたと記憶している同僚の 1 人も、平成 2 年 9 月 1 日をもって厚生年金保険に加入していることが確認できる。

さらに、申立人は、昭和 62 年 12 月 16 日から平成 2 年 9 月 2 日まで C 市の国民健康保険に加入していたことが確認できる。

このほか、申立期間の申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。